

第11回

高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

平成20年12月 1 日開会

平成20年12月 1 日閉会

高知県・高知市病院企業団議会

第11回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（12月1日）

出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
議会事務局職員出席者	3
議事日程	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案の上程	4
山崎企業長	4
質疑	13
採決	51

巻末掲載文書

議案の提出について	52
議決一覧表	53

招 集 告 示

高知県・高知市病院企業団告示第7号

第11回高知県・高知市病院企業団議会定例会を、平成20年12月1日に高知県・高知市病院企業団11階会議室に招集する。

平成20年11月24日

高知県・高知市病院企業団企業長 山崎 隆章



議 員 席 次

1 番	上 田 周 五 君	2 番	池 脇 純 一 君
3 番	岡 田 泰 司 君	4 番	岡 村 康 良 君
5 番	梶 原 大 介 君	6 番	近 藤 強 君
7 番	坂 本 茂 雄 君	8 番	島 崎 としゆき 君
9 番	西 村 和 也 君	10 番	浜 川 総一郎 君
11 番	浜 辺 影 一 君	12 番	樋 口 秀 洋 君
13 番	元 木 益 樹 君	14 番	米 田 稔 君

第11回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

平成20年12月1日（月曜日） 会議第1日

出席議員

1番	上田	周五	君	2番	池脇	純一	君
3番	岡田	泰司	君	4番	岡村	康良	君
5番	梶原	大介	君	6番	近藤	強	君
7番	坂本	茂雄	君	8番	島崎	としゆき	君
9番	西村	和也	君	10番	浜川	総一郎	君
12番	樋口	秀洋	君	13番	元木	益樹	君
14番	米田	稔	君				

欠席議員

11番 浜辺 影一 君

説明のため出席した者

企 業 長	山崎	隆章	君
監 査 委 員	宮本	光教	君
病 院 長	堀見	忠司	君
副 院 長	深田	順一	君
副 院 長	谷木	利勝	君
医 療 局 長	武田	明雄	君
看 護 局 長	梶本	市子	君
薬 剤 局 長	田中	照夫	君
医 療 技 術 局 長	森田	哲郎	君
統 括 調 整 監	田村	昌己	君
事 務 局 次 長	森岡	満明	君
事 務 局 次 長	村岡	晃	君
事務局情報システム室長	町田	尚敬	君

議会事務局職員出席者

書 記 大 原 章 君

書 記 井 上 いちこ 君

-----◇-----◇-----

議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3

議第1号 平成19年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算

議第2号 高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例
議案

-----◇-----◇-----

午前10時00分 開会 開議

○議長(樋口秀洋君) ただいまから平成20年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会
を開会します。

これより本日の会議を開きます。

御報告します。

浜辺議員から所用のため本日の会議を欠席したい旨届け出がありました。

-----◇-----◇-----

会議録署名議員の指名

○議長(樋口秀洋君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて、

1番 上 田 周 五 議員

5番 梶 原 大 介 議員

6番 近 藤 強 議員

をお願いします。

-----◇-----◇-----

会期の決定

○議長（樋口秀洋君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。

今期定例会の会期を本日1日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（樋口秀洋君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期を本日1日と決しました。

—————◇——◇—————

議案の上程（議第1号平成19年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算から

議第2号高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案まで）

○議長（樋口秀洋君） 日程第3、議第1号平成19年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算の認定議案から議第2号高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案で、以上2件を議事の都合上一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

企業長、どうぞ。

○企業長（山崎隆章君） 本日は議員の皆様のお出陣をいただき高知県・高知市病院企業団議会定例会が開催されますことを厚くお礼申し上げます。高知医療センターは間もなく開院4年目を迎えるところですが、引き続き県民、市民から信頼される病院、県下の基幹病院としての役割を果たすべく、病院長を初め職員一人一人がその自覚を持って全力で取り組んでまいります。

議案の説明に先立ち、県知事から要請のありました高知医療センターへの精神科病床の設置や病院経営の改革の取り組み状況につきまして報告させていただきます。

まず、精神科病床の設置につきましては、要請を受けて以来、高知医療センター精神科病棟整備検討委員会を設置し検討もしてまいりましたが、このたびその検討結果の報告がありました。

報告書では、高知医療センター敷地内への精神科病棟設置と病院企業団での運営は可能であること、また整備の方法については交付税措置のある病院事業債の活用や医療法上の制約、重複する費用負担を避けることから、病院企業団が建設し運営することについては効率的な社会資本整備という観点から妥当であるとの判断をしています。

一方、精神科病棟設置に伴う収支予測では、医療センターとして収支に不足を生じることから、その不足額については全額高知県に負担していただくことが設置する場合の前提条件となるとしています。

したがって、高知医療センターへの精神科病床設置につきましては、病棟の建設経

費及び運営に係る収支不足については企業団として最大限の企業努力はいたしますが、それでもなお不足する額については高知県に全額負担していただくことを条件に要請を受諾いたしたいと考えています。

なお、報告書につきましては後ほど説明させていただきます。

次に、病院経営の改革の取り組みについてであります。本年度の経営状況は、医業収益におきましては昨年度と比べ入院、外来とも伸びてはいますものの、予算と比較しますと4億6,000万円程度未達成となる一方で、医業費用での材料費や経費の圧縮が進んでおらず、このままでは年度末には多額の資金ショートを起こすこととなり、経営状況は重大かつ深刻な事態となっております。

この経営状態を改善する対策といたしまして、病院長を中心とした経営改善委員会による収益増収対策、また経営改革推進プロジェクトチームによる費用削減の取り組みを進めることにより、23年度に単年度収支黒字化を目標とする改革プランの策定に向け全力で取り組んでまいります。そのためにはS P Cに対してもこれまで以上に強い姿勢で協力を求めていかなければならないと考えております。

P F I事業を導入した目的は、低廉かつ良質な公共サービスが提供されることでしたが、定期監査でも指摘されておりますように、要求水準に達していない業務も多く、相変わらずマネジメント不足が指摘される状況や経営面でのV F Mにおいても十分な効果があらわれておらず、このままの状態を継続すれば、毎年大幅な赤字と資金不足を生じ、高知医療センターの運営は危機的な状態に陥ることが予想されます。

そのため業務提案を行ったオリックスグループ、S P Cに対して平成21年度以降平成23年度までの3年間に現状よりも約6億円の材料費、経費等の削減を行うよう強く申し入れを行い、V F Mの発現と高知医療センターの経営改善への全面的な協力要請を行っております。

また、経営改善の一つとして御指摘をいただいております127億円余りの割賦金の繰上償還につきましては、新たな地方債を発行することについて国の同意も得られましたので、S P Cに対し割賦金の一括返済の申し入れを行いました。今後返済条件などS P Cとの合意に向けた協議を進めてまいります。

こうした取り組みを進め、今後策定予定の公立病院改革プランには3年間で11億円の収入増加対策と8億円余りの費用削減を行うことで収支均衡を図るよう全力で取り組んでまいります。

続きまして、今回提案をいたしました議案について御説明します。

第1号議案は、平成19年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算でございますが、地方公営企業法第30条の規定に基づきまして企業団議会の認定をお願いするものです。

第2号議案の高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案でございますが、分娩に関連して発症した脳性小児麻痺の出生児及びその家族に対して

補償を行う産科医療補償制度が平成21年1月1日から実施され、当院が被保険者として同制度に加入すること等に伴いまして分娩介助料の改定をお願いするものでございます。

なお、これらの議案につきましては後ほど事務局長から御説明いたします。議員の皆様におかれましては、何とぞ御審議の上、適切な議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（樋口秀洋君）　続きまして、統括調整監の説明でございます。

○統括調整監（田村昌己君）　それでは、平成19年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算について説明をさせていただきます。

まず、お配りしております資料の平成19年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算概要にて説明をさせていただきたいと思っております。お手元のほうに2枚つづりで決算書の最後のほうに横の決算概要があると思っております。下のほうですね。2枚つづりになっております。決算概要でまず説明をさせていただきます。

初めに、収益的収支についてでございますが、収入のうち医業収益は入院収益及び外来収益並びに室料差額収益などのその他医業収益で126億7,178万6,000円となっております。このうち入院収益は102億3,800万円余りで、診療単価は5万8,245円と18年度に比べて4,600円余りの増額となっておりますが、1日当たりの患者数は480人と19人の減となっております。

また、外来収益は18億3,800万円余りとなっております、診療単価1万1,031円と18年度に比べておおよそ1,000円の増額となっておりますが、一方で1日当たりの患者数は680人と、入院と同じく5人の減となっております。

入院単価につきましては、500床以上の同規模黒字病院の平均値である4万4,782円と比べても3割高い単価となっております。

次に、医業外収益は、補助金や構成団体負担金など31億4,274万4,000円、特別利益は過年度損益修正益で2,140万1,000円となっております、これらの収益の合計では158億3,593万1,000円となっております。

収益の合計では18年度と比べて5億7,000万円余りふえておりますが、これは7対1看護体制の導入や地域医療支援病院の入院加算などによる収益増加対策を進めてきた入院収益において4億7,000万円余りの増収となることが主な要因でございます。

次に、収益的支出についてでございますが、医業費用は給与費、材料費、経費などで162億3,720万円となっております、このうち給与費は71億3,400万円余りで、対医業収益比率は56.3%となっております。また、材料費は36億4,700万円余りで、同じく28.8%となっております。経費はPFI事業契約委託料26億7,000万円余りや病院組合業務システム保守管理委託料2億6,000万円余りほか、県・市職員20人の人件費相当負担額1億7,000万円余りなどによりまして合計で34億1,204万1,000円となっております。また、減価償却費は20億円余りとなっております。

医業外費用は、企業債や病院本館割賦金などの支払い利息のほか、繰り延べ勘定として経理処理をしております控除対象外消費税の償却や議会監査委員費などで14億5,131万4,000円となっております。これらのうち雑損失は、薬や診療材料の貯蔵品購入や委託料などの経費に係る控除対象外消費税額が多額であることから、4億2,736万5,000円と大きな額になっております。

また、うち控除対象外消費税の欄につきましては、控除対象外消費税のうち4条資本的支出に係る部分だけを抜き出しておりまして、補てん財源の説明をわかりやすくしております。特別損失は保険査定減など過年度損益修正損で3,995万2,000円となっております。これらの支出の合計は177億2,846万6,000円で、収入合計と差し引き結果といたしまして右下の二重線で囲まれた表の19決算の欄、中ほどの2行目の当年度純損益18億9,253万5,000円が純損失、赤字計上となっております。欠損金が多額となったのは、建物、医療機器などに係る減価償却費が多額であったことが大きな要因ですが、純損益が18年度と比較しておよそ3億円改善がされております。

次に、資本的収支でございますが、資本的収入は医療機器や情報システム機器などの購入のため借り入れいたしました企業債4億2,000万円、企業債等償還などに対する県及び高知市からの負担金12億8,988万7,000円、企業団所有地の売却に係る固定資産売却代金2,294万8,000円で、計17億3,283万5,000円となっております。

資本的支出は医療機器や情報システム機器等の購入のほか、リハビリ訓練室の様子がえ修繕に係る建設改良費で4億2,614万6,000円、それから企業債等償還金が17億8,691万8,000円で、合計いたしまして22億1,306万4,000円となっております。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額およそ4億8,022万9,000円につきましては、消費税資本的収支差調整額及び過年度分の損益勘定留保資金、当年度分の損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

次に、19年度の収支状況でございますが、右下の二重線で囲まれた部分をごらんいただきたいと思っております。前年度末の内部留保資金1億6,262万8,000円に純損失の中に含まれる減価償却費などの現金支出を伴わない費用20億9,759万6,000円及び消費税資本的収支差調整額102万8,000円、さらにSPCマネジメント料を後年度支払いに繰り延べし長期未払金に計上した1億5,000万円を加える一方、当年度純損失の18億9,253万5,000円と資本的収支の不足額に充てました4億8,022万9,000円を差し引いた結果の3,848万8,000円が当年度末の内部留保資金となり、翌年度に繰り越しされることとなります。

次に、2ページを見ていただきたいと思います。この2ページの表は貸借対照表、いわゆるバランスシートでございますが、決算書の5ページには法で定められた貸借対照表が上がりておりますが、報告式の貸借対照となっておりますのでわかりづらいということもございまして、民間会社における報告様式を利用して表ささせていただいております。ここでは経営状況をあらわす不良債務の発生状況を見ますと、流動負債は22億13万4,000円

と流動資産は37億3,862万2,000円となっておりまして、流動資産のほうが15億3,848万8,000円多くなっており、不良債務は発生はいたしておりません。また、19年度末内部留保資金につきましては、先ほどの額から固定負債の引当金、これは退職給与引当金ですが4億円とPFI事業契約保証金の11億円を差し引いた額3,848万8,000円となりまして、先ほど説明させていただきました1ページの決算概要の右下の表の7番の当年度末内部留保資金の額と一致いたすわけでございます。

続きまして、決算書に移らせていただきたいと思います。

手元の資料の1-1を見ていただきたいと思います。19年度決算書①-1と右肩に書いてる分でございます。

1ページをお願いいたします。

平成19年度決算報告書でございますが、先ほど概要で説明をいたしましたことと重複いたしますので、このページは省かせていただきます。

3ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。損益計算書は消費税抜きの表示となっておりますので、正しい損益をあらわすものとなっております。

医業収益から医業費用を差し引きました医業損益では35億6,541万3,818円の損失となっており、これに医業外収益から医業外費用を差し引いた額を加えました経常損益では18億7,398万2,953円の損失となっております。さらに特別損失の1,855万1,464円の損失を差し引きました当年度の純損失は18億9,253万4,417円の損失となりまして、前年度繰り越し利益剰余金を加えました当年度の未処理欠損金は58億981万5,641円となっております。

4ページをお願いいたします。

剰余金計算書でございます。まず、利益剰余金の部ですが、利益剰余金の処分額はございませんので、先ほどの当年度の純損失の額が当年度未処理欠損金となっております。

次に、資本剰余金の部ですが、高知医療センターの施設整備に対しまして県補助金を受けており、当年度末残高は13億4,397万5,912円となっております。また、その他資本剰余金につきましては2,518万4,262円が当年度末残高となっております。県補助金と合わせました13億6,916万174円が翌年度へ繰り越す資本剰余金となります。

次に、欠損金の処理計算書でございますが、欠損金の処理は行わず、当年度未処理欠損金58億981万5,641円全額を翌年度繰越欠損金として計上いたしております。

5ページをお願いいたします。

先ほど概要で貸借対照表を説明をさせていただきましたけども、ここでは法に従いました19年度末の貸借対照表につきまして説明をさせていただきます。

まず、上から資産の部ですが、固定資産として有形固定資産と無形固定資産がございます。有形固定資産は土地、病院本館施設等の建物、外構等の構築物、医療機器や情報システム機器等の機械の備品からなっております。無形固定資産は、電話加入権、病院組合業

務システムソフト等、その他無形固定資産としております旅費システムソフトからなっております。

流動資産は現金、未収金、貯蔵品、前払金がございます。このうち未収金については23億3,000万円余りが入院収益や外来収益などの医業未収金で、そのほか補助金4,400万円余り、SPCマネジメント料の戻入1億5,000万円などとなっております。

次に、繰り延べ勘定の控除対象外消費税ですが、資本的支出で支払った消費税額のうち納税計算に当たって控除できなかった額については20年以内での償却が認められておりまして、19年度末で費用化していない額となっております。

以上、合わせまして資産の合計は373億3,248万7,678円となっております。

次に、負債の部につきまして、固定負債ですが、高知医療センター開院時に予想されました資金不足に対応するため、構成団体から借り入れいたしました長期借入金と退職給与引当金、それからPFI事業契約に基づく病院本館施設購入費の2分の1に対します割賦金、後年度に支払い繰り延べをいたしましたSPCマネジメント料のほかPFI事業契約預かり保証金からなっております。

流動負債ですが未払金、その他流動負債からなっております。このうち未払金につきましては5億8,000万円余り貯蔵品で、そのほかPFI事業契約委託料4億8,000万円余り、そして退職給与金などの職員給与費が5億1,000万円余りとなっております。

それから、資本の部に移りまして、資本金ですが、自己資本金と借り入れ資本金がございます。自己資本金は構成団体からの負担金で、借り入れ資本金は企業債でございます。剰余金は先ほど剰余金計算書のところで説明いたしましたとおり資本剰余金と利益剰余金がございます。

以上、負債、資本を合わせました合計は373億3,248万7,678円となっております。資産合計と一致をいたしております。

次に、7ページをお願いいたします。

事業報告書の概要でございますが、総括事項はこれまでの説明と重複いたしますので省かせていただきます。

次に、議会の議決事項でございますが、6月臨時議会で平成19年度補正予算に議決をいただきましたのを初め、2月定例会では20年度当初予算と平成19年度補正予算議案などについて議決をいただいております。

8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては、行政官庁認可事項でございます。4月に地域医療支援病院の名称を使用承認をいただきましたのを初め、2月にはがん診療連携拠点病院の指定を受けております。

次に、職員に関します事項でございますが、年度末の職員数を記載をいたしております。前年度末と比較いたしまして21人増の738人となっております。

9 ページをお願いいたします。

工事でございますが、4 床室をリハビリ訓練室に模様替えをするための修繕工事を実施をいたしております。

続きまして、業務でございますが、業務量の患者数及び病床数については、入院は年間患者数が17万5,775人、1 日平均患者数が480.3人で、外来はそれぞれ16万6,682人、680.3 人となっております。主な建設改良事業は医療機械及び情報機器の整備を行っております。

次に、10ページをお願いいたします。

事業収益に関する事項及び事業費用に関する事項は消費税抜きの表示となっております、この差し引きが先ほど損益計算書のほうで説明いたしました当年度の純損失となっております。その他主要な事項は該当事項はございません。

会計でございますが、まず重要契約の要旨は500万円以上の契約について掲載をいたしております、P F I 事業契約に基づくものは平成14年度に30年間にわたる契約を締結していますので、当年度のサービスの対価を記載をいたしております。その他は放射性医薬品の購入やP F I アドバイザリー業務委託などの契約がございました。

11ページをお願いいたします。

企業債及び一時借入金の状況でございますが、企業債につきましては当年度4 億2,000万円を新たに借り入れ、17億8,691万8,045円を償還しました結果、年度末の未処分残額は195 億3,057万1,064円となっております。一時借入金につきましては1 億5,202万1,297円でございます。

12ページをお願いいたします。

その他会計経理に関する重要事項以降は該当事項はございません。

13ページをお願いいたします。

収益費用明細書は10ページ、事業収益に関する事項及び事業費用に関する事項を施設単位でここでは記載をいたすものでございます。これにつきましては説明を省略をさせていただきます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

固定資産明細書でございますが、有形固定資産は土地の一部を売却したことから減少する一方、建設の改良工事及び医療機器の購入により増加し、減価償却累計額を差し引きました年度末の現在高は合計で320億3,627万1,560円となっております。

無形固定資産は、電話加入権のほか病院企業団業務システムソフト、旅費システムソフトで、年度末の現在高は合計で2 億9,894万1,368円となっております。

17ページは企業債の明細書でございます、企業債に関する内訳を1 件ごと記載をいたしております。

以上で決算書の説明を終わらせていただきます。

なお、別添の決算内容説明書①- 2 につきましては説明を省略させていただきたいと思

いますので、以上で平成19年度決算の説明を終わらせていただきたいと思います。

それから、続きまして平成19年度決算審査意見書①－3をお願いをいたします。

11月14日に監査委員によります決算審査を受けまして、お配りしてありますような意見書をいただいております。8ページに審査意見がございますのでごらんいただきたいと思います。

8ページをお願いいたします。

ここでは医療機能の面では周産期母子医療センターや救急救命センター、循環器センターなどの稼働状況や高度、専門的な医療の提供という点で評価をいただいておりますが、一方PFIを含めた経営の面では現金ベースでは約2億円の黒字となっているが、増資に係る4条収支への充当額は4億8,000万円に上がったため補てん財源の残高が1億6,000万円から3,800万円まで減少し、このままでは20年度中の資金ショートは免れないと推測される。県民、市民にとって安心感を与える医療を継続して提供していくことが自治体病院の使命であります。そのためには、経営基盤の安定が不可欠であることから早急に収支の向上を図る必要がある。総務省から示された公立病院改革ガイドラインに沿って策定する改革プランには、23年度までに収支均衡を達成することが義務づけられており、医師や看護師等も含め経営改善に向けて病院一丸となって真剣に取り組むこと。

また、SPCに対していまだに医療業務において要求水準に未達であり、また新たに契約時の業務提案書の内容に対する未達部分も多く見受けられることから、早急な改善を求める。また、3年連続しての大幅な赤字計上がVFMの未達により発生したのかどうか、委託料及び医薬品、診療材料等の調達価格について検証することを強く求めるといった意見をいただきました。

経営面で御指摘のありました平成20年度中の資金ショートが免れない状況に対応すべく、短期的な収益の改善対策といたしまして、病院長をトップとした経営改善委員会を立ち上げ、各診療科ごとにヒアリングを行いながら、患者数の確保による収入増を図るとともに、こうしたヒアリングにより浮き彫りとなった課題を改善するため業務改善委員会を立ち上げ、さまざまな業務の改善に取り組んでいます。こういった収益面での改善を図る一方で、総務省が示されました公立病院改革ガイドラインを受けまして費用の縮減を図るべく、ことし5月には院内組織である経営改善推進プロジェクトチームを発足させ、委託料や材料費におけるVFMの検証を外部の専門家に委託するとともに、その検証結果を踏まえましてSPCとの協働により委託料の削減を初めとしたVFMを発生させる仕組みづくりを再構築いたしました。連日の収益の増加とあわせ23年度の黒字化に向けた中期的な経営改善計画策定に取り組んでいるところでございます。これにつきましては概要を後ほど別途説明させていただきます。

次に、PFI事業におけるSPCの選定根拠となる業務提案書についてですが、業務ごとに提案事項をリスト化し、提案事項が実行されてるかどうかが検証も行いました。その結

果、提案事項1,437項目のうち提案の半分以上が未達成だったものが197項目、一部実施されている、または十分実施されてるとは言えないものが184項目で、これらを合わせました381項目、全体で26.5%の事項が未達成という結果となっております。この中には病院の運用手順等に沿っていないものとして、開院以前に病院とSPCで協議し変更したもの等含まれており、その内容を精査しなければなりませんけれども、中でも重要度が高い提案につきましては原則として実施するようSPCに対して厳重に指導します一方で、重要度が低い提案の中で費用が伴うものにつきましては委託料を削減した上で提案内容を修正を行うことといたしました。このことにつきましても、別途報告資料によりまして後で御報告させていただきます。

続きまして、平成19年度資金不足比率審査意見書①-4をお願いいたします。この資金不足比率の審査でございます1ページ目でございます地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして審査に付された平成19年度決算に基づく資金不足比率と、この算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は次のとおりですという報告になっております。審査結果をごらんいただきたいと思っておりますけれども、これは11月14日に決算審査を届け出て監査委員によりまして審査を受けまして、資金不足比率とこの算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認める。また、2ページのほうに資金不足比率は経営健全化基準を下回っているとの審査結果を受けております。

以上で決算につきましては説明を終わらせていただきます。

続いて……。

○議長（樋口秀洋君） はい、どうぞ。

○統括調整監（田村昌己君） 続きまして、条例のほうの説明をさせていただきたいと思っております。お手元のほうの資料をお願いいたします。②のほうでございますが、これは定例会議案でございますので、②の1を2枚ともめくっていただきましてごらんいただきたいと思っております。ここでは高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案についての説明でございます。この条例は、分娩に関連して発症した脳性麻痺の出生児及びその家族に対して補償を行う産科医療補償制度が平成21年1月1日から実施され、当院が被保険者として同制度に加入すること等に伴いまして分娩介助料の額を改定をしようとするものでございます。

まずは最初に、先ほど申しました産科医療補償制度でございますが、お手元のほうの資料をごらんいただきたいと思っております。簡単に説明をさせていただきます。産科医療補償制度は民間の保険を活用し、通常の妊娠、分娩にもかかわらず脳性麻痺となった出生児及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することによって紛争の防止、早期解決及び産科医療の資質向上を図るということを目的として創設されたものでございまして、平成21年1月1日

から施行されます。補償金といたしましては、分娩に関連して発症した脳性麻痺の出生児の中で看護、介助の必要性が高い重症者に対しまして準備一時金として600万円、また補償分割金として120万円が20年間、合計いたしまして3,000万円が分娩機関側の過失の有無にかかわらず支払われることになっております。そのため掛金として分娩機関は1分娩につき3万円を運営組織に支払わなければならないことになっておりまして、当院がこの制度に加入する中で分娩介助料の額の改定をお願いするものでございます。

次に、2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。現行の分娩介助料につきましては1件につき9万1,200円となっておりますが、これを13万円といたしております。この分娩介助の額でございますが、従来は県立病院と同額としておりました。医療センターでは県立病院と比べましてもハイリスクの分娩を現在行っております。また、近隣医療機関では分娩介助料の値上げを行っているところ、今後予定をしているところがありますが、医療センターの分娩介助料の額が相対的に安くなりますと、通常分娩も含めて分娩件数が増加することが予想され、そうなりますと本来の重篤な患者を診ることができなくなってくるわけでございます。このため、今回の改定では、まず県立病院と同様の考え方で人件費、リース料積み上げによる積算を行いました。そうしたところ9万5,972円となりましたので、その額を近隣の医療機関の額も参考にいたしましてこの額を10万円といたしました。そして、これに産科医療補償制度の掛金相当の3万円を加えまして13万円といたしております。

また、休日、日曜日、土曜日、年末年始などの日の分娩や時間外の分娩につきましては1万1,800円でありましたものを同様に計算いたしまして12万円とし、掛金相当の3万円を加えまして15万円といたしております。

なお、産科医療補償制度の掛金負担金の対象とならない分娩につきましては、掛金相当の3万円を除いてそれぞれ10万円、12万円となっております。

以上の改定は、産科医療補償制度をスタートする平成21年1月1日を施行日といたしております。

条例の改正につきましては以上でございます。

○議長（樋口秀洋君） これより質疑に入ります。

浜川議員。

○10番（浜川総一郎君） 19年度の決算を審議するんですけど、企業長の提案説明では20年度大変な様ですけども、19年度からまず入らせていただくと、19年度は18億円の赤字ということですけども、そしてPFI、SPCに対してマネジメント料1億5,000万円未払いということですが、この辺のまず原因、18億円の赤字になった原因と対策、そしてマネジメント料を1億5,000万円計上してありますが、どうするのかということをお聞きしたい、19年。

○議長（樋口秀洋君） 統括監。

○統括調整監（田村昌己君） まず、19年度の決算の概要でございますけど、どうしてこのようになったかということでございますが、先ほど説明させていただきましたけども、これまでも一つには収入増加対策と費用削減というなことを行っておりまして、19年度におきましては医業収益につきましては先ほど説明いたしましたように7対1看護体制とか、そういった収入増を図ったわけでございます。しかしながら、支出におきましては経費におきまして18年度2億3,000万円、これはマネジメント料でございます、19年度につきましてはこの支出を行っております。そういうものもございまして、実際決算額におきましては19年度決算改善をされたものの18億9,250万円の赤字になっておるわけでございます。

それで、その中のこの長期未払金のマネジメント料でございますけども、これは今年の3月に臨時議会におきましてこの19年決算においても資金ショートが生じるということもございまして、マネジメント料1億5,000万円につきましては21年度以降へ繰り延べをさせていただいたという状況でございます。

○議長（樋口秀洋君） 浜川議員。

○10番（浜川総一郎君） このマネジメント料はもう払うつもりはないのですか、払う。今年払うとるんですよね。19年度払うたわけ。

○議長（樋口秀洋君） 統括監。

○統括調整監（田村昌己君） まだ1億5,000万円につきましては支払いをしておりません。

○10番（浜川総一郎君） それはわかっちゃう。今年払うわけ、長期は払うてないけど。

○統括調整監（田村昌己君） 21年度のほうへ支払いということで繰り延べをいたしております。

○10番（浜川総一郎君） それはわかるが。本年はそうするが、今年度の分は、19年度の分。20年度の19年度の決算やけど、そのときのマネジメント料は、19年度は払うとるでしょう。

○議長（樋口秀洋君） 統括監。

○統括調整監（田村昌己君） この1億5,000万円は繰り延べのマネジメント料の一部でございます、マネジメント料は2億4,000万円ぐらいになってますけど、そのうちの1億5,000万円を21年度以降に繰り延べをさせていただくということでございます。

○議長（樋口秀洋君） 浜川議員。

○10番（浜川総一郎君） ちょっと提案に触れてますので、今、18年度のこの180億円の赤字という3年間で580億円ですか、赤字っちゃうのはすべてに連動しちゃうわけですからお聞きしますけど、20年度含めてお聞きしますけど、ここに分析もされておりますが、4億6,000万円未達成となる一方で、医業費用での材料費等の圧縮は進んでおらず、このままでは多額の資金ショートを起こすということで、深刻な状況であると。対策として院長を初めとする経営改善委員会で検討されたり、経費削減の取り組みされたりしておりますが、

その後ふれておりますPFIを導入した目的は低廉かつ良質な公共サービスだということですが、しかし実際はマネジメント料不足したり、運営、VFMについても十分な効果があがってない。そういったことで大幅な赤字で資金不足を生じた医療センターが危機的な状況におると分析されておりますが、そのとおりだと思うんですが、それで今後対策として1つには127億円の割賦金の繰上償還を申し入れをしたと聞いております。それで、今後協議をせないかと、そうするとこのことに関してもお聞きしたいんですが、具体的にもう少し詳しくどういうふうにオリックス側に申し入れをしたのか、そしてオリックス側の返事はどうであったのかと。それからもう一点は、3年間で11億円の収入増加対策と8億円余りの費用削減を行うということで収支均衡を図ると書いてありますけども、このことが本当にできるのか非常に疑問に思うわけですが、SPCの協力なくして不可能だと私は思うんですが、SPCここにおらんで企業長に聞くしかないわけですが、こういった危機的な状況であるという認識はしてるようですが、その改善に向けても取り組みしておるようですが、実際実態としてはSPCとの契約のあり方を含めて議会としては契約破棄を視野に入れて取り組んでほしいと要望しておりますが、それも含めてできるのかできないのか、見事に分析はされておりますが、実態として本当にできるのか、やる決意があるのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 127億円余りの割賦金を今年度から返済をしたいということなんですけども、額にして7億円ぐらいを払わんといきませんので、これが同じように資金繰りに影響してまいりますので、それを企業債へ切りかえたいということで、普通はこれはPFIの事業で民間資金を導入するというのでやってきましたんで、国としてもなかなか企業債への切りかえっていうのは難しいという当初は判断ありましたが、これまで交渉してきまして総務省は借りがえを許可するという方針が出ましたので、それをすれば民間の縁故資金を使いましてやりますので、相当単年度当たりの支払いが軽減されます。一つには15年の期間が20年間の支払い期間になりますので、しかも今から新たに借りがえのことですので、据え置く期間があります。したがって、その据置期間等は支払いが金利のみになってまいりますので、非常に資金繰りでも助かるということで、そちらでの総務省に対してもそういったことを強く要請して、借りがえしてよろしいということになりましたので、オリックスグループ、SPCに対してこの割賦の一括返済を正式に、その許可を得た11月ごろに正式にSPCに対して一括返済の協議を行ってます。それで、まだそれにつきまして返済の条件等の返事が来ておりませんので、今申し出たばかりですので、もう少し待つてからでないと返事はないもんじゃないと思えます。その条件次第によって借りがえができるのかどうかということはお出でまいります。そこらあたりを十分に検討してまいりたいと思えます。

それからもう一つ、オリックスへの申し入れといいますのは、現在非常に苦しい原因の

中に、やはり材料費あるいは経費の削減というのが十分できてないところもありますので、そこについてはS P Cにも努力してもらいたいということで、2回にわたりまして文書でもって申し入れを行い、最近の状況としては口頭で、この3年間で現状よりも6億円の材料経費等の削減をしてほしいということを11月27日にオリックスグループ、オリックス不動産の西名社長のほうへ申し入れを行ったところでございます。

あと3年間で11億円増、それから収益増、それと8億円の経費削減ということにつきましては、後ほど改革プランの取り組み状況の中で具体のそれらの数字について御説明を申し上げたいと思います。

○議長（樋口秀洋君） いや、先ほどの質問というのは、本当にできるのかという質問あるんで、それに対して答弁ないんですけど。

○企業長（山崎隆章君） それについては、11億円と8億円について今立てております計画について後ほど詳しく数字も上げまして御説明をいたしたいと思います。私どもはそれが一応これはやらなければ改革プランの黒字化ということができませんので、それはどうしても達成いたしたいと、今のところ病院長を中心としたこの経営改善の収益増の対策が一定いけると思っておりますし、削減についてもS P Cに対して申し入れを行いましたので、それをやっていただければ可能だということ判断しております。

○10番（浜川総一郎君） それは希望的観測よね。S P Cの努力なくしてできないわけよね。S P Cに対して材料費を下げたり、あるいはマネジメント料を5億円払ってあるのを下げるとか、そういった協力をいただくと、それから割賦金を繰上償還にするというようなこと、こういった協力を西名さんに11月27日に申し入れをしたという、文書でもしたと、しかし返事はないと、今現在ないわね。あくまでも希望的観測よね。その辺よね、そこが一番大事であって、そのS P Cが本当に運命共同体としてこの企業団に協力の姿勢があるのかなのかというのが一番大事であって、そこの返事をもろうてこんと意味ないよね、どう言ったって。その返事をもらわにゃいかんわけよね。その返事がないと前へ一歩も進まない。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。返事がないと前に進まないよ。

○企業長（山崎隆章君） この点につきましては、二度にわたってそういった申し入れも行っております。総論としては、その方向で取り組みをしていくというお話であります、各論に至りましてどこをどのくらい減すかということについてはまだ整ってないということでありまして、それにつきましては今月中ぐらいに一定方向を出してもらいたいということでお話しをいたしております。

○10番（浜川総一郎君） それぐらいなら今月15日をめぐりに。

○企業長（山崎隆章君） いえ、12月いっぱいです。

○10番（浜川総一郎君） 12月いっぱい。それで、そうなれば、議長、再度この会開いてもらわないと。今月いっぱい、だからそこにかかってくると思うんですよ。後で協議会

の中でお話ししたいと思っておりますけど、結局我々議会としては、契約解除を視野に入れてとまで決意してるわけですから、今までの26.5が提案事項が未達成ということははっきり出てるわけよね。これは契約の132条の4、応募者の提案を遵守することに違反すると我々は考えてるわけですよ。だから、解約ができると我々は判断してるわけですけどね。だから、非常に大事なことです。その返答によってはここへいかないかんということですよ。そういう決意のほどはいかがですか。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 提案事項の未達成ということにつきましては、契約条項の中の約束事、132条にS P Cの約束事っていうのがあります。それについてそこは守りなさい、できなければというふうなことになるわけですけども、まずはそういった現在指摘してあります26%程度未達成という部分についての整理を行いましてどの程度できるか、後ほど別紙でお配りしてございます、それも説明しながら、まずはそのことを達成していただく、いつまでにできるかということをつくっていただいておりますので、そのとおりに実行していただくことが前提になると思います。

○10番（浜川総一郎君） その未払い分を計上してますよね、1億5,000万円。それは向こうに対して、もう払いませんよという意思表示をしてください、議会として払うに及ばんいうて言いゆういいわけですよ、やっぱり意思表示せないかわね、いつも計上したって仕方がないです。あなたたちがしっかりしたマネジメントもできてないと、請求漏れもあると、だからそのまま払う必要ありませんと議会に言われておると、そういうことをちゃんとやってあるんですか。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 1億5,000万円については、未払いで21年度以降支払うっていうふうなことでの話し合いでもっていっております。我々は債務でありますので、それを支払わないということは、現段階で私どものほうから支払わないということは言えないと思っております。

○10番（浜川総一郎君） 議会はそういう意見やきよね、言わないかんわね。

○7番（坂本茂雄君） ちょっとさっきから、済みません、浜川さん、議会はこういうふうな決めちゅうとかって言うけど、議会はそこまで決めてなかったと思うんです、意見は出てたけど。その前段の契約破棄を視野に入れたことで検討してほしいと議会は決めちゅうみたいに言われるけど、議会はそこまでは決定した事実はないと思いますので、それはちょっと議事録の中できちんと精査して、我々も気持ちの中ではいろいろありますけれども、議会としての決めた事項ではないと思いますので、そののところがちょっと……。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） 今の意見はそれはまた、それとして、浜川議員の質問の関連でちょっと質問があります。18年度分は2億6,000万円のマネジメント料を払ってますね、18

年度分は払っておりますね、いやそれは間違いがあるんですか、18年度分は2億6,000万円払ってる、19年度分がそのうちの別に1億5,000万円をいわゆる未納にしてるだけであって、もう既にこの2億6,000万円払ってるんでしょう……。

○議長（樋口秀洋君） 統括監、確認。

○統括調整監（田村昌己君） 18年度につきましては2億4,000万円、ちょっと額は忘れましたが、その額についてはSPCのほうからいわゆる業務が十分できてないということで放棄の連絡があっておりましたので、18年度は支払いはいたしておりません。19年度につきましては、1億5,000万円について21年度以降で支払うということで未払金で計上いたしておりますけれど。

○13番（元木益樹君） 2億6,000万円というのは、マネジメント料は払ってないんですか。最初の約2億5,000万円についてはいわゆるSPCは払い戻ししましたわね、企業団に、それは18年度戻しですね、戻したのは。それで、19年度分は2億6,000万円のあれは計上だけ、計上だけ、まだ支払いしてない。

○議長（樋口秀洋君） 統括監。

○統括調整監（田村昌己君） ちょっとこれはマネジメント料の説明させていただきます。まず、17年度でございますけれども、これ17年度、いわゆる1億6,000万円を後年で支払いを繰り延べ、17年度はこれも資金不足ということで繰り延べをさせていただいております。これ支払っておりません、1億6,000万円。19年、今1億5,000万円17年度は残っております。それから、18年度ですけれども、2億4,000万円のこのマネジメント料でございますけれども、SPCのほうからこの18年度のマネジメント料については放棄をいたしますということで、この額は支払いはいたしておりません。そして、19年度でございますけれども、これも19年度3月議会におきまして資金ショートを生じるということもございましたので、マネジメント料の1億5,000万円につきましては21年度以降へ繰り延べを予定をいたしております。この分につきましては長期未払金の計上をいたしております。19年度のこのマネジメント料2億4,000万円でございますので、1億5,000万円を差し引きまして9,000万円を19年度に支払いをいたしております。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） 9,000万円は支払っておりますね。そこで、前回の議員協議会でこのいわゆる要求水準が未達成、それから業務提案書については未達成の部分が26%、大きいですね、26%、だからこれについては委託料の減額請求をせよという議会で申し入れをして、やりますというて企業長はお答えされたんですね。このことはどうなりましたか。全然その報告ないんですが。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 提案が26%余りできてないということに対してマネジメント料は支払わないと言ったことはないと思いますが。

○3番（岡田泰司君） 私の質問もう少し補足、マネジメント料って言ってないんですよ、委託料等について減額請求をするということは交渉するって言われたやないですか、前回の議員協議会で。岡村議員の質問をしっかりと出して、我々みんなそうだということで話をしたんですが、それどうなんですかね。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 確かに26%の中でできてないものの中で額にかかわる部分についてできてないということであれば、それは当然そういったことを求めていかなければならないし、その中で不必要な部分などもありますので、これらについては委託料の減額を今後やっていくということは申し述べたと思います。まだその26%の中でどの部分を減額するかまでは整理がついてないところでございます。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） 企業長ね、これはね、要求水準を満たされてない、しかも26%というたら大きいですよ、381項目できてないんだから大きいですよ、これに対してただ申し入れだけじゃだめですよ。だから、あなたが13年、14年、一部事務組合の局長やったんですよ。このときに契約の検討、それから契約時もあなたがいわゆる事務局長をやってるんですよ、契約を。私はね、契約の問題、後からやらないかんと思ってます。この契約の中で、あなたがどんなに3年後の黒字経営を確約したとしても、議会に、不可能ですよ。そういう形になっておりません。SPCはどんなに損失を医療センターがしても、ただ1円のリスクも、それからその損失負担、やれない形になってますからね、契約が、これは後でやりますけど。だから、今浜川議員が質問をした私関連でやってますから、あなた申し入れをしてるから何らかの形が見えるように言うけど、そんなもんじゃない、あなたが一番よく知ってるじゃない、こんな契約をあんたやってるんだから。そんなふざけた答弁をしちよったら、この議会は承知しませんよ。

それからもう一つ、浜川議員の関連のことで、企業債の借りかえと言いましたね、あなた借りかえの金額は幾らですか、これ、幾らを国に申し入れて承認を得たんですか。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 127億円につきまして借りかえをすべく総務省とお話をいたします。

○13番（元木益樹君） もう一回言ってください。127億円ですね。

○企業長（山崎隆章君） 端数はありますけど……。127億円です。

○13番（元木益樹君） 127億円の借りかえですね、総務省オーケー出しましたか。

○企業長（山崎隆章君） その方向で同意をもらっております。

○13番（元木益樹君） 最近の近江八幡市の借りかえのことについてニュース見てますか、借りかえ、全額の借りかえについて、総務省の支援もらいながら近江八幡市の医療センターは借りかえを全部やれるようにしたんですよ、この情報入っておりますか。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 一応近江八幡もやっていることは聞いております。

○13番（元木益樹君） やるということやなくて、もうそれはできてるんですね。30年分の借りかえをやってしまうという、ほとんど答えは出てるんですね。これは127億円といったら、総額のうちの何%ですか。

○企業長（山崎隆章君） ほぼ全額となります。

○議長（樋口秀洋君） 企業長の先ほどの答弁ですね、その借りかえですが、国も同意の方向という答弁があり、その方向でいただいておりますと、先ほど言ったの。この中には同意が得られたと書いてますが、方向ですか、得られたの、どちらです。

○企業長（山崎隆章君） 同意は得られましたが、許可は改めてとらないといけませんので、そういった表現にしています。

○議長（樋口秀洋君） 坂本議員。

○7番（坂本茂雄君） あれこれ関連して聞かれてあれなんですけど、ちょっと決算に限ってお聞きすると、1つだけ、11ページのこれが①-1の11ページに重要契約の中のエのほうでD P C導入支援業務委託764万円契約してますが、D P Cのほうは最終的に導入が終わったという感じにはなっていないんですよね。その中で、この19年度は本来19年度で終わる予定でのこの764万円だったんです、それが20年度も契約したっていう、この委託契約がどんなふうになっているのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（樋口秀洋君） 統括監。

○統括調整監（田村昌己君） 先ほど坂本議員さんから御質問がありました、これはD P C導入支援業務委託ですけども、これはこの19年度限りでございます。

○議長（樋口秀洋君） 坂本議員。

○7番（坂本茂雄君） それともう一つ、先ほど来の話になっております借りかえの関係で、さっき言われたような方向になってるけれども、その後に企業長が説明されたのは、一方で借りかえということでは一括返済をしなければならない、その一括返済をするためのいわゆる返済条件が出されている中で、その返済条件次第であるという言い方ですよ。結局その条件によっては借りかえが困難になると、結局借りかえしてもメリットがないというふうなんですけど、というふうなこともあり得るというふうなことをにおわせた説明というふうになりますか。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） そのとおりです。現在非常に金融情勢が厳しい中でありますが、この100億円余りを銀行団はどこかへ借さないといけない、なかなかそういったところもみつからない、あるいは生むべき利益というのもあろうかと思っておりますので、そこらについてどう出てくるのかであります。したがって、借りかえた場合には向こうの得るべき額がなくなるわけですから、その分も請求されるのかということではありますが、多額の

そういった損害賠償の額が出てきますと借りかえても意味がないんじゃないかというのがあります。

○7番（坂本茂雄君） 利息で1.8%ぐらい違うわけですがけれども、それがメリットとして生きてこない、メリットとして生きてこないだけで返済条件を逆に突きつけられたときには、言うたら今のようなのでいくしかないということになってくるんですけど、そのところがやっぱり非常に私たちとしては心配なところですよ。そういう意味では、どういうふうになっていくかというふうのを含めた経過も含めて、やっぱり随時協議会などで報告いただきながら判断していくというのが必要じゃないかな。先ほど浜川議員も言われましたけども、そういうことをひとつ要請をしておきたいと思います。

それともう一つは、先ほど来出されていますが、毎年の赤字ですが、予算では20年度末においては決算の中で資金ショートが必ずや起こるだろうということですよ、一方でそのSPCが平成16年度に1億6,000万円を皮切りに18年度の2億4,000万円のマネジメント費を返上したということにおける一時的な3,800万円ほどの赤字はあったわけですがけれども、毎年順当にこの黒字を出してると。ことしは1億5,000万円の繰り延べも含めて19年度決算でいったら1億1,000万円の黒字というふうな状況の中で、企業長としてはそういうSPCの経営状況をどういうふうを受けとめられてるか、企業長の見解をお聞きしたい。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 企業ですから当然利益を追求されると思います。しかし、一方で私どもの病院企業団が赤字になるということは、これはやはりもっと努力をしてもらわないかんわけですから、やはり一方的にSPCだけが黒字っていうのはちょっと考えてほしくない、これは企業団も黒字になる方向にさせていただかないといけないというふうに思っています。

○7番（坂本茂雄君） 最後です。そのところがただ今の見解等でしたら西名さんとの見解とは全く違うんですね。まあ言うたら、企業団が赤字だからSPCまで痛みを分かってくか、そういう現実はならんと。別に企業団が赤字であってもそれは何の問題もないという認識なわけですから、西名さんは、それはもう雑誌なんかでも正式なコメントとして出してありますので、そのところがずっとこの間SPCと一緒にこの病院企業団の経営を改善していこうというときに、そういう認識のずれがずっとあるままでは私はできないかというふうに思いますし、そのところを皆さん心配されゆうわけですから、今企業長が言うた認識があるとなれば、やっぱりその認識はSPCにもきちんと持ってもらった上で、今後の経営改善に向けた話の中で一緒に汗をかいてもらうところについて汗をかいてもらうという強い協力を求めていくというやり方をさせていただきたいというふうに思います。最後にその決意を。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 今までも私もそういう思いで西名社長にも会って話をしてくま

した、そういった申し入れをしてきましたので、今回の具体的に示した額でもってどれだけ S P Cあるいはオリックスグループとして対応していただくか、ここでも先ほど申し上げましたように12月いっぱいぐらいにはその方向は出していただかないと来年度の予算あるいは来年度つくらなければならない改革プランができません。ですから、そこにどれだけの決意で S P Cが臨んでいるのか聞いてみたいと考えております。

○議長（樋口秀洋君） 岡村議員。

○4番（岡村康良君） では、病院のこの19年度の医業収益をはじめ内容的には非常に病院の利益からいけばいい方向でいってるわけですね。だから、その非常に果たすべき使命は果たしてると、こういうことが言えるわけですね。ですから、そういうふうな経営をしながらこの赤字額を出してると、で、幾つかの問題点あると思うんです。先ほどから言ってるように、1つは医業収益で6億2,000万円ほどの増収を上げながら、いわゆるマネジメント料を2億6,000万円ほど計上したために3億円ほどしか経常収支にはそれが反映できない、一つこれはあると思う。だから、これはもう前から言ってることでよね。ですから、いわゆる契約、業務提案について未達の部分については精算せんといかんのじゃないですか、当たり前のことでしょう、注意してますとか要望しますということじゃないでしょう。これは金額できちっと精算をしなかったら、ですから例えばこれから払っていくちゅうか、今までの分も遡及してちゃんと精算できるんですか、はっきりしちゅうわけですよ、やってないということは、やってないことがあるっていうのはおかしいんじゃないの。提案したことがやられてないと、それは契約不履行でしょう、言うたら、未達っていうたら、それが300何ぼ80何ぼあるっていうのはね、それは当然計算をして数字で精算せないかんことでしょう、じゃないんですかね。私そう思うんだけど。それが大きいじゃないですか、6億2,000万円もありながら、2億6,000万円もマネジメント料請求されて計上したから3億円しか経営改善に反映してないということだから、一つは、当たり前のことじゃないの。

それから、このVFMについても実際どうなってるのかということが、これね、これは効果があると思って、ここが一番効果があるということでこういうシステム入れてある、システムというか契約してある。ところが、これが逆に全く反映されてないと、逆に材料費なんかが高くなってるという、もう今まで何遍言いました、この議会で、協議会でも、そうだったら、そこをきちっと精査して検証して精算せないかんじゃないですか。どうです、それは。だから、それは言葉で注意してますとかね、促してますとかということじゃないでしょう。契約ですから、その肝心なものになってる、経営のもとになってるところですから、きちんとそれは精算をして数字に反映させないかんことじゃないですか。だから、18年度は S P Cが辞退したからそれはそのまま終わってる、その1億5,000万円は議会もそりゃ長期未払いという措置をとろうということで来られた、了承してます。でも、その内容はですわね、払う必要のないもの払ったらだめでしょう、これだけ厳しいんだから。何で精算しないんですか、そこを、はっきりわかちゅうのに、100項目は未達だと、

あるいはそれに準じてこれだけされてませんので、十分なものはされてませんというたら、精算をせんというのおかしいやけど、何ですか。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） それにつきまして、別途に後ほど説明させていただきます提案書の26%部分できてないものの整理をいたしました。やっといわば企業団とSPCがこの部分はできて、できてないというふうなことを整理ができた段階であります。ですから、その中で額としてあらわすものとあらわせないものがありますので、そこらをきちっと整理した上で、額にあらわしてできてないものであれば、それはお答えしましたように委託料の減額ということもしていただかなければなりませんので、今後その辺についてこれをいつまでにどうするんだっていったことをSPCのほうからきちっとやっていただいて、その上でそういった整理をいたしたいと思います。後ほどそのことについてはどのあれにあるのかということの説明をさせていただきたいと思います。

○議長（樋口秀洋君） 岡村議員。

○4番（岡村康良君） 企業長おっしゃるとおり、お金で出てないもんもあるでしょう。けれども、この19年度決算書、我々がいただいた決算の中の2億6,000万円はきちっとそういう計算があって、算定の根拠があって積算されて2億6,000万円というお金が出てくるわけでしょう。全部がお金に換算できないってことはないでしょう。ほとんどお金でそれが提案されたマネジメントですから、そういうことはきちっと精査されて、そういう積算があって2億6,000万円っていうものを計上してるんじゃないんですか。

それは全く積み上げがなくて2億6,000万円も一括して払いますよとか、計上しますということで我々が審議することなんですかね、この事業費というのは。

○5番（梶原大介君） 濟いません、関連して、要はSPCとして、提案項目すべてをやるということの前提でマネジメント料というのは生まれるということになってそういう額で計上してるんですかね。言うたら企業長が言われるように、今未達の部分ですよ、未達の部分で、それが実際の経費、そういう金額にかかわってくるもの、こないものの精査が必要だと、そういうことをおっしゃられます。実際不要な部分ですよ、その契約の不要な部分というのは、逆に不要だけどそれも提案してるから、それも含めてのマネジメント料で、その様な部分を省いた分についても岡村議員がおっしゃられるように、減額とかそういうことはもうっていうか、この時期に来たら、この提案説明の中にも本当にこのままいけば資金ショートするであるとか、またこの審査意見にも本当に開院後指摘し続けているという要求水準の未達とか、そういったことに関してこれだけの意見が毎年出てるわけですから、今の時点でこれから精査するというのもなかなかあれですけど、その辺をもうちょっとはつきり詳しく、後ほど説明をいただけるということなんですけど。

○議長（樋口秀洋君） 岡村議員。

○4番（岡村康良君） まあ今彼が言うたのと一緒なんです。いわゆる我々PFI事業の

根幹をなすものは期待してるのはVFMですか、ここがマイナス効果だったのかプラス効果だったのか、これ当然検証せんにかいかんよね。それから、今のSPCに対する業務委託については、これはちゃんと精算をせんにかんという2つですね、そういうことですね。だから、今いわゆるヴァリューフォーマネーというか、民間でやることによって効果が出るっちゃうことでPFIをやってるわけですね。それが逆に発揮されてないとか、発揮されるどころかマイナスが出ると、むしろ、PFIでやることによって、これが毎年初年度からいけば3年間連続して赤字の大きな要因になってるというんだったら、そこを改善しないとこれは無理じゃないの。さっき言ったように企業長は3年間で11億円の収入増額対策、8億円の費用削減を行って健全経営しますというのを、それはそこをつくらずにやってもだめじゃないかというのが1つ。また後で答弁願います。

それから、企業長ね、もう一つは、その127億円借りかえされる、国に対して要請された。当然借りかえの効果というものを国に訴えなかったら、今は一つの内々というか正式に許可おりたけど、得られんでしょ。これだけの効果がありますと、単純に言えば平準化というか償還を延ばすのは当たり前、負担は軽くなりますね。それだけでは済みませんね、先ほどおっしゃったように例えば未達の部分を下げてやりますとかというようなものを持っていかないと、国は了解を出さないのじゃないですか。それで、今からそれでは図りますという言いゆけど、そういう方向が決まってるんだったら、むしろ国に交渉する前から議会に対しては何らかの報告があってしかるべきだと思うけどね。やってみな効果はわかりませんと、効果がなかったらもとへ戻りますと、こんなことでは説明不十分だと思います。

さらに言えば、127億円をいわゆる平準化ということで延ばしたら、その単年度の支払いは落ちますね、落ちるけれども、それはいわゆる耐用年数に合わせた減価償却やろうからね、減価償却というて、20億円ぐらい毎年支出していくんですよ、本来だとこれたまってないと、このバランスシートに出てるように79億円何がしというの、これないが。ところがよね、企業会計の変なところで、現金を伴わないということで赤字補てんしてるやないですか。それがさっきもおっしゃったように、例えば減価償却に伴う償還が非常にきついと、バランスがとれてないから少しそれを償還期間を延ばしますよと、こういうぐあいだったらわかるんですよ。そうじゃなくて、単に資金繰りが厳しいから延ばしますということは、この減価償却も狂ってくる、それからいわゆる正味資産の減少、正味資産が形成されていかんかんですよ、毎年払っていくから、それがものすごく影響してきますよ、延ばすことによって。そうすると、いわゆる不良債務はないと言ったね、流動資産と流動損失ですね、その辺も出てきますよ、これ説明するときは単に償還の期限を延ばしますと、金利をこのようにして出してもらおう、それも大きな説明ですけどね、その辺のこともちゃんとやらないと。

だから、減価償却費の20億円、この決算で出てるけど、全然これ残してないからね、そ

の辺のことも含めて説明してもらいたい、大体のところでいいからね。国がだってメリットがないものを認めてくれるわけないでしょう。だから、減価償却に見合わない物すごく厳しい期間での15年間という厳しい期間での、短期間での償還を最初に計画してたのが、その計画は非常に厳しかったのかどうかというところから考えないかんということですよ。それで、何よりもこれ資金ショートを起こしたらどうなりますか、これ、病院経営止まるからね、これ、その手だてやね、当面の問題は。もうこれで19年度決算で3,800万円しかないから、特に厳しいのは資本的収入の不足額よね、これが大きい数字。だから、収益的なものでは補てんできなくなってるということですから、これも資本的収入、資本的支出ってというのは絶対にこれまけることできないところですからね、どうなります、資金ショートしたら。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 最初のどれだけの効果があるかということ等につきまして、現在の割賦金は21年度から31年度まで元本が返済になります。元利均等でありまして14億円余り毎年毎年支払いをしなければなりません。これは31年間での計画であります。それを縁故債に切りかえを21年度にいたしますと、3年間は据え置きでありまして20年の支払いになりますので、当初は金利のみ、3年間のみ支払えばいいとするわけです。そうしますと、ここに効果として平均的に11億円から13億円ぐらい安くなります。それ以降は元利均等で払いますから8億円から9億円の支払いになりますので、しばらくの間31年までの間は4億円か5億円の効果が単年度支払いが少なくなります。そういった効果が出ますので、ぜひこれは借りかえをしたい、そのことによって県、市の負担金も当然この額にするとあって少なくなるというふうなことでございます。

○4番（岡村康良君） 償還は31年までですか。

○企業長（山崎隆章君） 41年までになります。20年間です。

○4番（岡村康良君） 3年間据え置いて41年、20年間。

○企業長（山崎隆章君） 20年間です。

○4番（岡村康良君） 17年間で払うわけやね、20年間。

○企業長（山崎隆章君） 現在の借入金利率が割賦金が3.994です、これを率を変えますと、縁故債に変えますと2.128ということで、1.8ぐらいほど少なくなるということでございます。

また、支払い総額としましては20年間にわたってありますので、利子分が1億2,800万円ぐらい増加にはなりません。ということで、その効果は大きいところでございます。一番このあたりが資金ショートを起こす要因にもなっておりますので、この14億円を4億円ぐらいに縮めたいというのが一番。

それともう一つ、資金ショートしたときの、その手だてはどうかという、できる限りの、現在今のところ8億円近いものを起こすんじゃないかと予測も立てておりますが、できる

限りの収益増につままして努力いたしまして、収益を伸ばしていきたいということで取り組んでいきたいと思えます。もちろん可能な限り予算のほうを削減していく。ただどうしても資金ショートを起こしかねませんので、その場合には県、市にお願いして長期の貸付金なりをしていただけないかを相談しなければならないと考えています。また、これについては、これくらい出そうだという段階でして、まだ正式には協議はしておりません。

○議長（樋口秀洋君） 岡村議員。

○4番（岡村康良君） 借りがえってということは、当初だから計画して、12月償還でなくなるというところを5月ですから、手離しでは喜べないですね。期間が延びれば利子が必要。3年間するというと、原本は全く減ってないわけですから、逆に延ばすことによって負担は高くなっていく、企業長がおっしゃったとおり。ただ、単年度でやはりクリアしてもらってるということですから、もう少し縁故債についても安い金利で借れないかということでお努力していただきたいと思えますが、これは交渉ですからあれですけど、それと資金ショートをするということについては今年も18億円ほどの赤字です、19年度ね。ですから、そのことについては早く、この間も県議会でちょっと議事録読ませていただきましたけど、医療センターについての質問があって、県のほうも遠慮してると、構成団体が県市両方折半ですから、市のほうのことも聞かないと即答はできないというようなことを執行部のほうは言っておられたと思うんですけど、既に交渉しないと、それだめだったら借りるしかないんじゃないですか。もう12月ですよ。だから、どっちかというところとらえてよね、これ早急に手を打たないかん問題でしょ。

だから、仮に僕聞いたけど、資金ショートして、資金手当て出なかったらどうなるんですか、これ止まりますか、この病院。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 結果として経理上の問題で資金ショートを起こしておったということなんで、資金繰りそのものについては、現金について全くないというわけではありませんので、そこはすぐということはありません。

○議長（樋口秀洋君） 岡村議員。

○4番（岡村康良君） ほんならちょっと1つだけ聞きますけど、収益上がったというけど、1つは、入院患者、そして外来患者ともに患者さんが減っていると、単価は上がったけども、その対応はどうするの。

○議長（樋口秀洋君） 病院長。

○病院長（堀見忠司君） 確かにおっしゃられるとおり、本年度の当初は患者さん減ってございましたけれども、いろいろなヒアリングとか、そして院内すべての部署に対して患者さんをふやさないと資金ショート起こすという実態も周知徹底して、この10月ぐらいからは患者さんが急激にふえてまいりまして、今のところは予想以上の患者増になっておりますけれども、これが継続するかどうかというのもまた微妙には問題あるんですけども、我々

としては継続していくということになっています。

それから、外来のほうも開院当初は1,000人ぐらいの予定でいっとったんですけど、これも750名をめどに始めた患者増なんですけど、これも1,000人にふえ、それもクリアしそうなんで、ひとつこの年度末、それから年明けは大体のところは患者さんはふえてる状態にいけるというふうに思っています。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） 企業長ね、岡村議員のいわゆる委託料の減額の問題について、どうも明快な答弁がないけれどもね、今はそんな話じゃないんですよ。唯一この業務契約の中で企業団が要求できるのは、いわゆる要求水準を満たさなかったときです、SPCが。これに対するいわゆる請求しかないんですよ。業務変更さすのか、あるいは弁償さすのか。この膨大な契約の中で唯一、あなたが契約担当してやってるからわかってるでしょう。だから、わかった上でそういう白けた答弁をしちゃだめですよ。

唯一企業団がSPCに請求できる項目はこれですよ。要求水準を満たすことが、これが契約の基本ですから、それが満たされなかったときにどうするかということをあなたが知らなくしてどうやって経営改善ができるんです。マネジメント料ってのは契約料じゃないんですよ。あなたたちが勝手に覚書でやっただけのことじゃないですか、議会にも報告せずに。それは覚書、念書のたぐいのことを勝手にやっちゃだめですよ。

要は契約書の中で唯一、もうくどいようだけれども、あなたができるのは、企業長としてSPCに申し入れができるのはこの要求水準を満たさなかったときだけ。どうですか。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 先ほどもお答えしましたように、132条にSPCの果たすべき約束事がありますので、それができない場合にはいたします。申し上げたように、改善をしていただきます。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） それは満たされてないのは、答えが出てるじゃないですか。この要求水準を満たされてない。業務提案のいわゆる実行ができてない。それが26.5%、もう既にこれぐらいの状態ができておるのに、まだこれからじゃというような話は、これは余りにも不誠実と違いますか。やってるんですか、本当に。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 確かに進度が遅いということも指摘されるとおりであります、実は先ほどもお答えいたしましたように、できてる、できてないの整理がいろんな両方がこの部分はできてる、できてないというふう整理できたのは最近でございますので、今後これについてやっていくというふうにお答えをしたとおりでございます。

○13番（元木益樹君） これどうも答弁、不十分、それは。

○14番（米田 稔君） やっぱり前から言われたこの業務提案の中身を契約書の中の132

条違反であればということで企業長言われたんですが、原則なんですよ、それから17年度の過去から含めて、業務提案書やってない部分については明確に132条に違反してる、履行されてないという認識はきちっと持ってるんですか。そこだけよくわかりません。どのように認識しますか。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 要求水準が満たされてないことは違反になりますので、約束事違反となりますので、それはきちっと私ども整理した上で、できてないものはできてない、改善をしてもらいます。

○議長（樋口秀洋君） 米田議員。

○14番（米田 稔君） それで、病院の医療センターのパフレットでも一応PFI事業の高知のセンターの事業の一番の特徴が要求水準を満たすサービスの提供と仕様発注から性能発注というて書いちゃうわけですよ。これを売り物にした医療センターで、しかも今企業長からしたら自らの医療センター、企業団側の連携も遅かったというのは確かにありますよ。けど、提案したのはSPCが提案しとるんですから、やってないことに対して毅然とやらなきゃいけないじゃないですか。何か両方すり合わせして責任範囲を決めるみたいな、そういう後ろ向きなとか毅然とした態度しないと、請求するのもできませんよ。19年度どうするのか、18年度、17年度どうするのかという、そういう姿勢で臨まないで、この問題解決しませんよ。

だから、これまで説明にありましたが、改善要求したり、やりよりますとかっちゅう話ですけど、これは明らかにSPC側がこれを提案したから採択したわけでしょう。だから、非常に重いもんですよ。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 実は一方で、契約内容なり、その業務水準書に沿ってやってるかどうかということについてはモニタリングの制度がありまして、その都度業務がどの程度できてるのかという評価をしています。仮にそれが例えば医事業務でできてないなら改善命令という形で既に出してますし、そういったできてない部分については委託料を減額既にそれはしております。モニタリングの中で減額をしております。

○議長（樋口秀洋君） 米田議員。

○14番（米田 稔君） その制度じゃなくて、業務提案の中身もまた違うでしょう、全然。業務提案書に基づく判断が極めて重要なんですよ、契約書にうたわれてますから。その旨ちゃんとしてくれないと、モニタリングやりよる、減額したからええじゃないですかみたいな話はいかんじゃないですか。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 決してそういうわけではありませんし、通常の場合にはモニタリングでそういうふうに出ますが、今回提案書との突合ということを初めてやったわけで

すから、どの程度提案書から現在できてないっていうのを整理したのは初めてでありますので、それに基づいてできてないのは改善なりをしていただくように、それはきちっとやります。

○14番(米田 稔君) 改善は前提なんですけど、僕らが言いゆうのは改善ではなくて、自ら企業が提案したことをやれてきてない2年半か、2年半分についてどうするかってそこまでさかのぼらないと責任をとったことになりませんよ。だから、そういう姿勢で臨みますかと聞いてるんですよ。

○議長(樋口秀洋君) 企業長。

○企業長(山崎隆章君) はい、そういう姿勢でこれまでも話もしてまいっております。SPCに対しても、それからオリックスグループに対してもそれらについてもどうするんですかと、あなた方はどうするんですかということをお願いしております。

○14番(米田 稔君) またそう言うて向こうが返還しますと言やあいいですけど、返還されなければ、返還を求めるぐらいの姿勢でやらないと、そういう中身ですよと今言ってるんで、そういう姿勢でぜひ臨んでいただきたいというふうに思います。

それと、さっきから坂本議員が言われてましたけど、向こうのSPCの決算出してくれてますけど、1億数千万円、事業でもうけてるわけですが、このPFI事業というのは企業と公共がパートナーと、共同関係というんでやってる事業で、平成18年度には資金ショート起こすからということで返上しちゅうわけよね、マネジメント料ね。

だから、そういうことからしたら、企業だけもうけることについて、それについても18年度の実績があるわけですから、このままいったらもう資金ショート、後で説明されると思いますけど、間違いのないわけですから、そういう姿勢でパートナーの相手にも毅然として求めると、2億4,000万円、1億5,000万円先延ばすということじゃなくて、9,000万円も含めて話をしないと、それは一緒に苦労しよることになりませんよ。片一方はもうけよって、後でまた改善に向けて努力しましょうと言ったって、そりゃ信用できませんがね。お互いが痛みを感じて、どう改善していくかというスタートに立たないと、何も苦労せんでも、片方はもうけゆうわけですから。そこらを突っ込まんといかんじゃないですか。

○13番(元木益樹君) ちょっと決算の項目について内容を聞きたいけど、いいですか。

○議長(樋口秀洋君) 企業長。

○企業長(山崎隆章君) これについては、これは病院長がよく言っておりますけど、お互いに黒黒でなければ、いい事業はだめだと、そのとおりでと思いますので、ずっと我々のほうもプラスになるようにSPCとしても頑張ってもらえるように、強力な協力をしていただけるように申し入れていきたいと思っております。

○議長(樋口秀洋君) 元木議員。

○13番(元木益樹君) 決算の報告についてちょっと聞きたいんですが、未収金ですけども、26億円ある未収金、未収金が26億円ありますね。この中で同じぐらいずっと続い

ておりますけれども、回収不能とされるものは、たくさんあるんですか。

○議長（樋口秀洋君） 統括監。

○統括調整監（田村昌己君） 私のほうから、これは20年7月31日現在、決算は3月31日ですので、26億円の未収金がついてますけども、これは一つには医業収益が23億円と説明させていただきました。これはいわゆる3月31日で締め切りをいたしておりますので、2月、3月分がそのまま未収になっております。それで、決算書上は非常に大きな額になっておりますけども、20年7月31日現在で個人の医療収益の未収金、この状況を説明させていただきますと、16年度分が44万1,000円、それから17年度分が735万円、18年度が1,416万9,000円、そして19年度分が1,697万5,000円、合計いたしまして、個人の未収金ですけども、3,893万7,000円となっております。このことにつきまして、今SPCのほうで徴収を戸別訪問とか催促とかをやってみて、そんなことをやっています。

○13番（元木益樹君） これは結局一応計上が表示されてるんですね。全体は決算上にあらわれてこない、いわゆるなにがありますね、診療報酬計上漏れ、請求漏れがありますね。これが大体計算がなかなかできないということを知っているんですが、どれぐらいあると予測してますか、これまでのいわゆる3年間の中で。

○議長（樋口秀洋君） 統括監。

○統括調整監（田村昌己君） この請求漏れですけども、具体的に幾らなのかという数字は、よう出しておりません。なかなかこれは難しい数字です。

○13番（元木益樹君） これが問題ですね。これは相当大きくなってんじゃないかなと見てるんですけど、結局民間の経営能力だとか、あるいは技能、技術だとか、これなんですよね。これができてないということは、これはもう全く、もう本来ならば、このいわゆるSPCは選定される資格はないんですよ。全くのノウハウを持ってない状態ですから、機能がですね、だから今度のこの損失なんかは全部県市民から負担されないかんでしょう、これは、なるようになってるんですね。これじゃいかんですよ、これは。これどういうふうに改善するつもりなのか、ちょっとどうせ後で出てきますか、この問題、改革プランの中で、出てきますか、企業長。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 出てまいります。

○13番（元木益樹君） じゃ、後で。

じゃ、次。割愛職員の退職給与が17、18、19年度で16億4,000万円ぐらい払ってますね。これはあと残りはきょうのあれで見たら5億1,000万円ぐらいというのが、それで終わるんですか。それとも、まだ年々続けるんですか。

○統括調整監（田村昌己君） 割愛職員におけるところの引当金のほうでございましょうか。

○13番（元木益樹君） これ引当金ですか、普通預金で支出してるのと違いますか。

- 統括調整監（田村昌己君） 何ページ、ちょっと。
- 13番（元木益樹君） 資料No.が①の1の5ページの真ん中あたりについて、これ支払ってないんですか。私の認識不足かな。
- 議長（樋口秀洋君） 統括監。
- 統括調整監（田村昌己君） 済みません、9ページの（10）のその他の県市割愛職員に係る退職給与金に要する経費、ここの分ですか。
- 13番（元木益樹君） もう一つ今まだだったかと思うんですが、資金ショートの数額と、それから調達方法は聞きましたかね。
- 議長（樋口秀洋君） 岡田議員。
- 3番（岡田泰司君） 決算書15ページの医業外費用の中で企業債利息が3億6,800万円と割賦金利息の5億7,400万円というのがありますが、この元金は、どんなになっていますか。
- それから残金の支払いが21年から割賦金が14億円ということでお話しされてましたが、これを加算して14億円ということですかね。元金。
- 議長（樋口秀洋君） 統括監。
- 統括調整監（田村昌己君） ちょっとここは19年度の決算でございますので、借りかえのほうで見てみますと、これは21年度からの借りかえになるかと。
- 3番（岡田泰司君） そうじゃなくて、この元金はどうなっているかな、まず。
- 統括調整監（田村昌己君） まず元金ですか。
- 副議長（西村和也君） これは127億円の利息負担金の分じゃないですか。
- 3番（岡田泰司君） そういうふうに解釈するのはどうですか。
- 副議長（西村和也君） 要するに借っておる金額と、それから企業債は企業債分のそれぞれの利息ですか。
- 統括調整監（田村昌己君） そうです。
- 議長（樋口秀洋君） 統括監。
- 統括調整監（田村昌己君） 2つに分けてます。企業債、1つ目ですけども、これは政府資金のほうと公庫の分です。それから、割賦金の利息につきましては、これはうちのほうが借りてる割賦金の利息分です。
- 3番（岡田泰司君） それで、127億円の割賦金の繰上償還についてはSPCに申し入れをしてるということですかとおっしゃってましたけども、調達したのはどこなんですか、割賦金として。
- 議長（樋口秀洋君） 企業長。
- 企業長（山崎隆章君） SPCです。
- 議長（樋口秀洋君） 岡田議員。
- 3番（岡田泰司君） それでいきますと、このSPCというのは共同でマネジメントしてる企業ですよ。親企業に対して利益を誘導してるわけですね。医療センターにお金

を貸して、それで吸い上げてると。これちょっと、しかも金利も安いがあるということがありながら3.99でやってくということは、ちょっとこれ背信行為ですよ。率直に言ってみれば。もっと安くしてやると、低廉な利息で締結するという、PFIの事業目的がそこなんですよね。ところが、そういう無視して親企業に利益を享受するというような姿勢をつくり上げてること、これはちょっとSPCに問題があると。これは当然SPCは安いとこに変えるということをやらないかんがですよ。お願いする話じゃないじゃないですか。いわゆる親企業が利益を吸い上げてるというシステムがつくられてるんじゃないですか。そこをやっぱり管理していかないといけないですよ。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 今の割賦金のそれにつきましては、PFI事業を枠組みの中でそういった提案でしておるわけですから、ほかの企業と同じじゃなくて、多少率は違うかもわかりませんが、同じような仕組み、一定の金利プラス、スワップという金利、スプリットという枠組みの中で設定されておりますので、それは背信行為なんていうようなことではないと思います。

○議長（樋口秀洋君） 岡田議員。

○3番（岡田泰司君） 背信というのは言い過ぎかもしれませんが、要するにPFIってのは、親会社が恒常的に利益を上げていくためにSPCをつくって派遣してると。要するに、際限なく利益を上げていくためのシステムがつくられてると最初から言うてるでしょ。病院が企業に利益を持っていかれるだけですと、そういうシステムなんですよと、いうことを言ってるんですが、やはりそこが解明されてるんじゃないですか、ここで。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 実はこの半分は企業債でやっております。30年間でこの支払い総額とこの15年の、半分はやってますから、15年の支払い総額というのはほぼ同じなんです。これは短期間でやりますから、非常に高く見えますけれども、実際は長期でやったほうが高く、支払い総額というのは、先ほども説明しましたように、金利は高くなる、そういうふうになってまいりますので、今のPFIの仕組みの中ではそういうふうになっておりますので、多分それはほかの提案も率としてはそれほど変わりのない提案であったものと思います。

○議長（樋口秀洋君） 岡田議員。

○3番（岡田泰司君） そういう中で一定金利の部分についてもやはりしんしゃくすべきじゃないかと、マネジメントをしてるSPCとしては、この企業が大変なときだから、それはそういう親企業だからサービスができなくなるんですね。それしないでよね、維持していくということは、やはりそこに問題があるんじゃないかと、このように思います。

○10番（浜川総一郎君） 関連。そのことは西名さんがそこに座られたときに僕ははっきり西名さんに言ったんよね。半分にしませんかと、2%に。そうしたら年5億円うちは

助かりますが、それが運命共同体でしょとはっきり西名さんに言うたけど、取り合わんわけね。オリックス賃貸のだから関係ない、それはあなたおかしいでしょと。連結決算であなはオリックス本体の副社長ですよと、不動産の社長だけじゃないでしょと。本社の副社長だから、ここで権利、あの人の命令系統になっている。だから、2%にしたら5億円助かりますと言うたけど、全然取り合わんね。

だから、最初から無理な話で、それでなければ、単年度で借りかえしたら楽になるということややるなら運営資金が出てくるということで、ここはどうしても総務省がオーケーしたがやったら何とかしてくれるようにせないかん。

だから、向こうが、得るべき利益喪失ということやいくら要るか知らんけれども、それ言うてくるとしても、そこはかけ引きだから、交渉だから、できるだけうちの損失は少なくしてやるべきである、当然これはやらないかんと思います。そうしないと経営できないわけだから。

それが1点と、それからもう一つは、先ほど元木議員さんがおっしゃったように、請求漏れは、これ検証しにくいと言うけれど、何とかサンプリングでもして、検証して、これこそ請求できるんですよ。過去にさかのぼって請求できるわけだから、オリックスに。得るべき利益が損失するわけですから、それこそサンプリングで年間の推定をするなんかできると思うがね。

田村統括監、そういうことをしないと、オリックスは本当に話し合いができないと思うんですよ。先ほど元木議員の質問に対して、できておりませんで済んでしまうけど、それじゃいかんと思う。相手はいろいろ言うてくるわけだから、例えば借りかえに対しても言うてくるわけでしょ、借りかえ認めるのなら何とかもらわないかん。うちは請求せないかんです、先ほどから出ちゅう、提案事項もできてない、請求せないかんじゃないですか。そうでしょう。そのままじゃいかんですよ。こっちは言うべきことは言うていかな、いかんと思います。

○4番（岡村康良君） 借りかえの分で、縁故債で借りかえたら3.994が2.128ぐらいになりますというて、先ほど言うてたですね、この企業債の明細を見たら、そんな高い金利で借りてないじゃないですか、これ。平成20年度が0.97ですよ。2.128より高い金利借りたことないのに、借りかえるのに何でそんな金利になりますか。

例えば一時借入れとかやってるけど、どのくらいの金利ですか。安い金利で借りたの、企業団は。

○議長（樋口秀洋君） 先ほどの答弁をお願いします。

○企業長（山崎隆章君） 浜川議員のほうの最初の借りかえについてお答えします。

申し入れを行いまして、一括返済の際の条件を提示してくださいということで現在申し入れしてありますので、今後出てきました条件を我々が十分に見きわめて、できるだけ有利なことにするのは当然のことやございますので、そういった交渉をしてまいります。

○10番（浜川総一郎君） だから、そのときに請求漏れがあるわけ、今までにたくさん。その検証をきちっとしてないと交渉にもならないということを言いよるわけよ。それは請求すべきだと。

○議長（樋口秀洋君） 病院長。

○病院長（堀見忠司君） 請求漏れに関しましては非常にゆゆしき問題がございますので、私たちは具体的に請求漏れの交渉をはじめております。それが1つは、例えば同規模病院で我々の病院と、それからよその病院の、県外の病院なんかと比較して請求がどうなるか、医業収益ですけども、同じなのか、うちが低いのか、うちが高いのか、そういうことをずっと検証して、実際にそういった病院、直接向こうの事務の方たちと話合っ、ある部分では非常にこちらが請求漏れがあるんじゃないかということをはっきりしております。

それで、実際に院内につきましては請求漏れをなくすために、例えばチェックリストというので、一つの胃がんの手術をすれば、胃がんの手術の一連でこういう検査とか治療とか、それから項目があるんですけど、そのすべての項目がきちっとできてるかどうかをどの患者さんにも同じチェックをして、同じようにできたかどうかをするようにしてる。そのことによって請求漏れはなくなる、それ以上の請求はできないので、請求漏れがなくなるということ。

それから、3点目には、請求漏れをするのはうちの院内の職員と、それからニックといって医療事務センターなんですけども、その方々に請求漏れということは非常に病院としてゆゆしき問題なんだから、それはなぜゆゆしき問題かということ、保険医療におきましては、これは法律どおりに遵守したことをしないとだめなんだからということで、3回ニックの方々をくろしおホールに集めまして、そのことについて徹底的にレクチャーをしてやっておりますので、今まで過去に世間で言われた請求漏れがあるかということとはなくなっていくようになってますけど、過去の何年か前の請求漏れがどれだけあるか、なかなか検証しにくいところで。

○議長（樋口秀洋君） それから、岡村さんの答弁。

○10番（浜川総一郎君） いや、それをしたらどうですかというわけです。サンプリングか何かチェックがあるということを使うんだから、何か方法はないかということを使いよるんだから。

○議長（樋口秀洋君） 浜川議員、もしよろしかったら協議会のほうで大体アウトラインの見るようなこともできますから、協議会のほうでどうですか。

○10番（浜川総一郎君） これが一つの勝負にかかっちゃうわけ。SPCさんがちゃんとしないことをちゃんと証明せないかんやないか。証明せな戦いようがないやろうが。わかりませんじゃ、何の漏れかわかりませんなんて言っとったらどうするの。何らかの方法でそれをわかるようにせないかん。分析せなということを使うわけだから。

○病院長（堀見忠司君） はい、やります。

○議長（樋口秀洋君） 今、病院長がやりますと言われたから、それで岡村議員の答弁。

○統括調整監（田村昌己君） 先ほど金利の件につきまして、岡村議員さんからお話がありました。この決算書の17ページにありますのは、一つは企業債は政府資金、それから縁故資金もございますが、この中で、下のほうの欄ですけれども、償還期限が、これ非常に短くて5年が償還期限なんです。上のほうは平成43年などです。

○4番（岡村康良君） そういうふうに言うたらいかんじゃないですか。だから、例えば平成45年には財務省から借りている分の金利が大体2.0から2.1じゃないですか。さっきおっしゃったのは2.128とか言ってなかったですか。だから、それが現状の3.99の半分になって初めて3年間の政府機関の金利分だけオーバーになるよ。半分になったらちょっと延ばしてもトントンぐらいになるんですよ。

だから、今1.99ぐらい、2%弱ぐらいで借りないといかんじゃないですかということをするわけ。だから、さっきの事務局がおっしゃるのはおかしいじゃないか。きょうびやっただって、2.0とか2.1で借りてるじゃないですか。何で今の決定金利に2.128やて高い金利払うかな。交渉のことで最終的にじゃあ話をして、いざ借るかえようというときに金融機関と交渉するわけでしょう。だから、そこを今の半分ぐらいよりも以下にせざったら、さっきも言ったように金利はオーバーになるんですよという話をしてるわけです。

○議長（樋口秀洋君） 統括監。

○統括調整監（田村昌己君） 今のここへ私ども書きましたように、借るかえした場合の2.128%ですけれども、これは今の縁故債の利率を入れておるわけです。だから、これは今後もまた変動によりまして変わってきますけれども、今現在の率でここであらわしております。

○4番（岡村康良君） 17ページの企業債の明細書に全部出ちゅうがと違うんでしょ、これ。ほかの借金あるの、どっかで、借りたところが。ここに全部四国銀行とかいわゆる高知銀行があるし、これ縁故債でしょ。

○統括調整監（田村昌己君） はい。

○4番（岡村康良君） 短期と長期で違うってのはわかるけども、長期でも縁故債なり金融公庫とかでも、2.0とか安い金利のがあるじゃないですかとそういうことを言っているわけ。だから、縁故債で借りるんだったら、少し地元の金融機関で安く貸してもらったらいじゃない。せっかくの借るかえなら。

○議長（樋口秀洋君） そのあたりは、こういう意見があるから、検討することはできますか。

○統括調整監（田村昌己君） 先ほど私2.128と申しましたけど、これ今現在の借りてる状況です。それは縁故資金ですので、銀行のほうには今後それは交渉して、安い金利にできるように交渉していきたいとは思っています。

○議長（樋口秀洋君） 企業長、そういうことでいいですね。

○企業長（山崎隆章君） はい。

○議長（樋口秀洋君） それでは、定例会をそろそろ閉めて。

○13番（元木益樹君） そういうわけにいかんですよ。

○議長（樋口秀洋君） まだある。

○13番（元木益樹君） そりゃ、決算を承認するのだから閉めるわけにいかんでしょう。まだ質問全然してないよ、私は、関連ばかりで。だから、時間がなかったら昼から先やりませんか。今日は決算の認定するかせんかだからね。今の状態で何ができますか。一つも私質問してないが。

○議長（樋口秀洋君） 午前中はここで閉めて、午後からまた再開するという事によろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（樋口秀洋君） 午後は1時から再開ということで。

午後12時11分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（樋口秀洋君） それでは、午前中に引き続きまして、平成20年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会を再開いたします。

元木議員。

○13番（元木益樹君） 訂正とお詫びをさせてもらいたいと思います。

これまで企業団議会の中で、私は山崎企業長にはあなたもタイミング悪かったねえということを書いてきたんです。ところが、ことし10月2日に本会議で質問をする際に、13年5月の職員の人事記録、職員録を見たんですね。そしたら、事務局長が山崎隆章、現企業長のことなんですね。これはこういうことは全然話と違うんじゃないかと。もうこのころには、13年にはもう中身の検討が始まっていますので、それで私は14年も当然これは14年3月まではやられるという思いがあったし、それからちょっと私が見そこなったのは、14年の職員録には事務局長は前統括監の山下司副市長になっておるんですね。

これがあってですね私はただ山崎企業長が関与しとるじゃないかということで、県議会でもそのことも取り上げたんですが、実はずっとこう端的にきょうは企業長から、自分は13年8月に異動でもうこの県市病院組合にはいなかったと、こう言われたんです。そうすると、普通はこれは14年3月までであるはずですから、ところが実際はこの契約にかかわってなかったなということがわかりまして、今日までの本議場では、あなた当時の事務局長としてその責任感じないかぐらいのきつい質問もしてきたんですが、そのことはぜひおわびを申し上げなければならないと思いますので、これまでの非礼をお詫び申し上げます。えらい済みませんでした。

以上です。

○議長（樋口秀洋君） それでは、質疑に入りたいと思います。

ございませんか。

元木議員。

○13番（元木益樹君） それでは、質問を統括監に。収益的支出の医業費用、これの委託費の29億7,000万円の相手方と中身は何ですか。①の1の14ページの経費の中の委託料28億2,900万円。

○統括調整監（田村昌己君） 済みません。ちょっと今資料を出しておるので、ちょっと時間かかります。

○13番（元木益樹君） それでは続いて。次のページ、15ページ、雑損失ですね、4億1,700万円余り、これの内訳は何ですか。

○議長（樋口秀洋君） 統括監。

○統括調整監（田村昌己君） この雑損失ですけども、薬や診療材料の貯蔵品購入、そして委託料などの経費に係る控除対象外の消費税の額でございます、主なものは。この額が合計で4億1,736万5,000円と、額になるということです。

○13番（元木益樹君） それから、その①の3の資料の中で11ページのその他の下の端にあります消費アドバイザー費委託料525万円、西村あさひ法律事務所、これは何の相談をしたんですか。

○議長（樋口秀洋君） 統括監。

○統括調整監（田村昌己君） これは当初から西村あさひ法律事務所のほうに、これはPFI事業の委託、それから運営に当たりまして、アドバイザーということで委託いたしてありますが、相談をいたしました。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） オリックス側としてこの議会でも答弁をされた前田弁護士もこの西村あさひ法律事務所のスタッフなんですか。

○統括調整監（田村昌己君） はい、そうです。

○議長（樋口秀洋君） 統括監。

○統括調整監（田村昌己君） オリックス側ということじゃなくて、西村あさひ法律事務所に所属する弁護士の方です。

○13番（元木益樹君） それはわかっていますが、この議会へ来られたときにオリックス側に立って答弁されました。それは私どもの認識では、やっぱりPFIのいわゆる専門家として、弁護士としてやはり随分と活躍しておりますけれども、ちょっと内容的に私どもの調査では、今私が言ったとおりになってるんですけど、どんな相談がされておられますか。これ。

○議長（樋口秀洋君） 統括監。

○統括調整監（田村昌己君） これまで議会のほうでいろいろ指摘いただいておりますV

FMのこととか、それから未達、こういうものを含みまして相談をさせてもらってます。

○13番（元木益樹君） この前田弁護士さんは契約当時の検討委員会のメンバーになってましたね、たしか、なってるんですけど、ということは、この契約自体が県市に物すごく不利益な契約になっているんですよね。これは立場上、どのように言われようとも、どちらかというとなら双方代理、あなたが相談に行くと、この弁護士さんは双方代理人なんですよ。これは問題ですね。もうちょっと調査してかかってもらわんとだめですね、これ。

この23.4%のいわゆる材料費のことについて、私がこの議会で質問をいたしました。答弁に立ったのは前田弁護士さんですよ。私は指名もしなかったんです。どうしてオリックス側に立って答弁されたんですか。それはそのときは統括監いなかった。企業長、いなかった。ああそうか。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 現在でも前田弁護士はこの事業に関しては我々の顧問弁護士のことで委託料を出しておるわけですから、当初から前田弁護士がここにかかわっておりますし、ですからオリックス側、両方兼ねることは弁護士法でできません。そういうことはまずあり得ません。我々側の弁護士であります。当初からそうなって……。

○13番（元木益樹君） 当然のことだと思います。というのは、ここに病院PFI推進ガイドライン、日本医療経営コンサルタント協会、こっちのほうが出してるんですね、これを。この中ですけどね、会長は厚生省の天下りです。

それで、この副会長が、高知県がこの医療PFI事業にいわゆるコンサルタントとして最初は超一流のプライスウオーターハウスクーパーズという世界のPFIです、これは勉強してください。この会社に依頼してたんですね、高知県は。それで研究してたら突然切ったんです。そして、その後引き受けたのはアイテックです。実はこのアイテックも完全にこの一つのメンバーの中の、副会長やってますけれども、この会社がどんな指導したのか。コンサルタントとしてこんな契約書を結ばせる前田弁護士なんて、これは推測すれば、あるいはうがった見方をすれば、正常やないですね、これは。

答弁しにくいだろうと思いますけどね、私の調査ではそれらなんかいろいろ出てきてますよ。これのいわゆる分科会の中でのSPCあるいはオリックスグループがずっとこの調達分科会として採用してきた背景だとか、ここにずっと出てきてるんですよね。この協会のトップは橋本龍太郎さんなんですよ。その方がつくられた外部組織ですよ。

そして、厚生族の天下りがトップにいる、アイテックの社長である契約に関与し、契約というか高知県のこのPFI事業をしっかりと指導してきた、その社長のセキタカオさんが副会長です。しかも、推進委員会の委員長もやられてる。それで、こんな契約がされてるのか。契約の中身についてしっかりと私は申し上げないかと思いますが、私も本会議場で質問をした以上は、それだけのいわゆる根拠があって質問してますから、東京のいわゆる一流弁護士とも相談をしてもらって、その結果をちょっと質問させていただいた。

この契約について、一つ質問しようと思って全部見たんですが、これはもう完全に片面的な契約ですよ。いわゆる S P C が、先ほども言ったけれども、この県市企業団がどのような医療センターの赤字経営になろうとも、一円のリスク分担もしないような契約になっておるということは、これが最後まで引きずっているんですよ、30年間、このままいったら。どこでどう修正していくのか。

いかに企業長が、3年後見てください、改革プランを提案しますと言われても、とても無理。なぜかといったら、19年度の材料費にしても、当初計画は26%切っちゃったじゃないですか。それが結果的には28%になっていきますわね。無理ですよ。来年度も25.6で予算計上してますね。これは無理です。

しかし、これだけの問題じゃないんですよ。材料費の問題だけじゃないんですよ。いわゆるこの医療センター株式会社、P F I 株式会社、このいわゆる医業のサービス部門の業務を全部担当する限り、これは至難のわざですよ。いわゆる収支のバランスのとれた安定した経営基盤をつくること自体が、黒字経営を、至難ですよ、これは。

これ1つずつあなたに質問しようと思ってずっとこうつくってきたんですけど、これはもうあなたも答弁に困りますね。今ここで答弁できる方はおらんでしょうね。

ところで、この席に福井さんおいでますか。ちょっと手を挙げて。

福井さん、あなたは事業推進特別委員会の講師になっておりますね、これの医療経営コンサルタント、いかがですか。

○議長（樋口秀洋君）　そうですか。

○事務局副参事（福井尚仁君）　はい、なっております。

○13番（元木益樹君）　どんな仕事をされてますか。

○議長（樋口秀洋君）　福井さん。

○事務局副参事（福井尚仁君）　今回の高知医療センターのP F I 事業について説明させていただいてます。

○議長（樋口秀洋君）　元木議員。

○13番（元木益樹君）　ということは、この契約の中身を十分承知しておいでるんですね。

○議長（樋口秀洋君）　福井さん。

○事務局副参事（福井尚仁君）　はい。

○議長（樋口秀洋君）　元木議員。

○13番（元木益樹君）　この契約について、私が先ほどから言いよることについてどう思われますか。

○議長（樋口秀洋君）　福井さん。

○事務局副参事（福井尚仁君）　一応今回こちらのほうでちょっと話をいただいたのは、当時のP F I 提案の材料費、それから委託料、そういったものを挙げて、提案時と今の現状

について比較したものを提示して説明をさせていただきました。その段階で差が出てきた、それはどこなのかということで説明をさせていただきました。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） このガイドラインは5月にでています。これ見ても、例えば薬品の購入につきましては、PFI事業者の分担するリスクは合意に基づく目標に対する結果であると、薬価会計等、価格の変動があった場合には、購入額はPFI事業者が行う価格交渉により達成された単価により支払うと書いてありますが、年間での事後評価において合意に基づく目標に達成しない場合にはペナルティーを払わなければならないということがガイドラインで指導されているんですよね。御承知ですか。

○議長（樋口秀洋君） 福井さん。

○事務局副参事（福井尚仁君） それは知りませんでした。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） これほど高知県・高知市にとって、また県市民にとってこの医療センターのいわゆる経営というものは大変な事態になってるんですよね。

あなたはこのコンサルタントの中におったらいろいろなことを協会の中におられたら分かると思うんですが、いわゆる西村あさひ弁護士会の立場を御存じですか。

○議長（樋口秀洋君） 福井さん。

○事務局副参事（福井尚仁君） 今先ほど企業長が説明したとおり、当時から前田弁護士とは平成12年からPFIに関する法律のアドバイザーとしてずっとやってきていただいています。開院後もいろいろ契約等の問題があるということで、ずっと企業団の法律アドバイザーとして来ていただいております。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） 私が指導受けておる弁護士会からしても、どうも立場が違うということをおっしゃっております。このことは私はここの場で発言もしますよと言ったら、どうぞとってください。もう少しやはり調べてください。しかも、一番の問題になっておるこの契約書の中身について、あなたは最初から携わってますか、これ、ずっと。

○議長（樋口秀洋君） 福井さん。

○事務局副参事（福井尚仁君） 平成14年から病院組合にあります。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） じゃ、14年12月に契約を結んだときにも、あるいはその以前に14年7月にオリックスが選定されましたね、このときにもおられたわけですね。

○議長（樋口秀洋君） 福井さん。

○事務局副参事（福井尚仁君） はい、おりました。

○13番（元木益樹君） 契約をするまでの間に、どれだけこの契約の中身について熟知してましたか。

- 議長（樋口秀洋君） 福井さん。
- 事務局副参事（福井尚仁君） 契約につきましては、募集要項時に契約案はつくられております。その後、優先交渉権者を決定した後に幾つかのワーキンググループに分けて提案内容をチェックしております。その上で最終的に12月8日付の契約を締結しました。
- 議長（樋口秀洋君） 元木議員。
- 13番（元木益樹君） そのときに、だからあなた契約の中身も、担当は何やりました。
- 議長（樋口秀洋君） 福井さん。
- 事務局副参事（福井尚仁君） 私のほうは建築FMのほうを担当しています。
- 議長（樋口秀洋君） 元木議員。
- 13番（元木益樹君） この議会にずっと参加されてますね。
- 事務局副参事（福井尚仁君） はい。
- 13番（元木益樹君） ずっと議論が展開されていく中で、あなた建築部門を受け持ったというから、運営部門ではありませんからちょっと無理かもわかりませんが、この議論をずっとあなたは聞いておって、率直な感想をひとつ聞かせてもらえますか。
- 議長（樋口秀洋君） はい、どうぞ。
- 事務局副参事（福井尚仁君） 率直な感想というのは、すぐに出ないんですけども、建築、それからFMに関して言えば、県のいわゆる工事契約書、そういったものを逐次今の現状の契約と照らし合わせながらおかしいところ、そういったものについてはすべてチェックしながら契約を確認しております。
- 議長（樋口秀洋君） 元木議員。
- 13番（元木益樹君） 先日の県議会では、健康福祉部長はこの建設に関しては約50億円のVFMがやられたと、こう言ってるんです。その中身はわかりませんよ、どれだけ信憑性があるかわかりませんよ。だから、その意味ではあなたと同じ考え方ですか。
- 議長（樋口秀洋君） はい、どうぞ。
- 事務局副参事（福井尚仁君） あの50億円については、初期投資に関しては50億円のVFMだと考えております。
- 13番（元木益樹君） じゃ、聞くけども、この運営について、そりゃ調達も含めながら、30年間で160億円のVFMを計上されてますね。これについて何か答弁できる方おられますか。あなたが建設の関係だと言われましたが、この運営についてどうですか、答弁できる方おられますか、この中に。
- 議長（樋口秀洋君） いませんか。
- 企業長（山崎隆章君） 160億円のVFMが出るということについて、計画がそうになっておったということについてでしょうか。
- 13番（元木益樹君） そうです。その計画出しています。

○企業長（山崎隆章君） 計画がこのように今までの計画書は出ております。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） 出てますね。どうですか、30年後おらんかもわからない。今までそういう形になっていってますからね。いざとなったら、やはり自分が最終の決着も見ないで去っていきよりますけども、感想として、実現可能ですか、今。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） これまでの中ではVFMは出ておりませんので、むしろ今まで出た初期投資の部分、50億円のほうに食い込んでおるような状況でありますし、先食いしたような形でありますので、今のところVFMというのは出てないからこそ、SPCに対してもそこを出すようにということの要請をかけていこうと思います。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） その50億円って言いますけれども、そんなもんじゃないじゃないですか。県市のいわゆる構成団体としての負担金は157億円ぐらい出てますよ、この4年間の間に、16年、17、18。これだけ58億円の累積赤字じゃないですか。

50億円の建設の浮いたどうのこうのじゃないですよ。もうちょっと経営についてシビアな見方をしないと、この医療センターの健全経営は至難のわざですね。どうせ協議会にも出てくるから、それを見させていただきながら私は申し上げておきたいですけれども、どうも今までこれほど議会がしっかりといわゆるペナルティー、要求をしてきたにもかかわらず、それが前に進んでない。こんな形ではだめですよ。こんな形で私としては、それは19年度決算、承認せいったってかなり無理じゃないかなと、そんな気がしますね。そうすると、見よったら、もう随所に、このままじゃあ完全に県民市民の負担が大きいものになる。業務契約内容を改善しない限り無理です、これは、はっきり申し上げておきたいと思います。

○議長（樋口秀洋君） 事務局次長。

○事務局次長（森岡満明君） 先ほど元木先生のほうからお話のありました関さんが副会長のガイドラインがつくられたところでございますが、福井のほうはそちらの委員ではございません。そちらのほうから要請がありまして、高知県のPFI事業の現状について話をしていただきたいという要請がありましたので、ちょっとお話をしたものでございます。

現状のVFMの達成されてない状況とか、私どもの今議会で取り上げられてること等についてもいろいろお話をさせていただいております。ですから、ガイドラインというのは、最近それがまた新しく改定になったものだと思いますが、そういった新たにPFI事業を進めていく上でどんどん新たな考え方、留意しなければならない考え方をその中に入れ込んでいってるということで、そちらのほうとしては現状をお話をさせていただいたものでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） 関さん、この副会長さんはアイテックの社長さんなんです。これは御存じですね。

○事務局次長（森岡満明君） はい。

○13番（元木益樹君） このアイテックというのは、高知県がいわゆる医療PFI事業導入の際にコンサルタントとして、先ほど私が冒頭に申し上げたでしょ。この企業に突然切りかわった経過があるんですよ。だから、この契約の中身は全部このコンサルタント、アイテックによって進められてきたということについてどう思いますか。

○事務局次長（森岡満明君） 私、詳しくは存じ上げてないです。

○13番（元木益樹君） そういう反論はおかしいですよ。

○事務局次長（森岡満明君） 先ほど申しましたのは、その関さんが副会長の委員会のほうに来てみえて、お話をさせていただいた経過と内容について申し上げたのです。

○13番（元木益樹君） それはいいですが、あなたはそうすると、この関さんの経営するアイテックという株式会社が高知県の医療PFIの事業の導入に際してコンサルタントを受けたということは知ってますか。

○議長（樋口秀洋君） 事務局次長。

○事務局次長（森岡満明君） はい、一部の業務について委託を受けたということは知っております。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） 一部ってどういうことですか。

○議長（樋口秀洋君） 事務局次長。

○事務局次長（森岡満明君） PFI事業全般の業務ではなくて、まず病院のそれぞれの医療病院の現況調査とか仕組みの要望、新しい病院づくりをするための要請事項とかそういったことについて調査をしたというふうにお聞きしております。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） あなたそのとき担当やないでしょ。

○事務局次長（森岡満明君） はい。

○13番（元木益樹君） あなた、公務員の立場でそんな推測的な話をしよったらだめですよ。このプライスウオーターハウスクーパーズ、世界の超一流のPFIのイギリスの、言うたら出張みたいなものですよ、日本の。そういう会社が指導しとったんです、この医療PFIの導入に際して。ところが、突然これをアイテックに切りかえたんです。このことが随分ちまたでは、東京に行ったら問題になってるんですよ。だから、こんな契約書になってくるんじゃないですか。この契約書、あなた正常だと思いますか、この契約書が。正常と思ってますか。そこから議論していかないと、ただあなたの今の言いわけみたいなことじゃだめですよ。

今オリックスグループ、コンソーシアムに契約したSPC、このいわゆるSPCと業務

契約をした、この契約書の中身は正常ですか。それはSPCにとっては正常以上のものですよ。あなたどう思います、その点について。

○議長（樋口秀洋君） 事務局次長。

○事務局次長（森岡満明君） この契約については、前田弁護士を初めPFIの専門家の方々からアドバイスを受けてやられたものでございますが、契約書そのものには具体的な報告といたしますか、例えば支払いの方法とかそういったことは記載されておられません。当初の契約、平成14年当時については建築に係る、それから運営については、その後運営の仕方等について検討を始めたところだとお聞きしております。その中でそれぞれの業務に対する覚書とか約束事とかそういったものをつくったとお聞きしております。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） そんなこと私は聞いてない。この契約書がいわゆるSPCにとって一方的な利益構造の契約書になってるということについて聞いてるわけですから、それはどうですか。

○議長（樋口秀洋君） 事務局次長。

○事務局次長（森岡満明君） まだまだ十分、勉強不足のところでございまして、元木先生の御質問に十分お答えすることができません。

○13番（元木益樹君） 私はこの契約書を10日間、東京の一流の弁護士に渡して全部調査し、推察してもらった結果をここへ持ってきて言ってるわけですから、いつでも公表できますよ、これ。

○議長（樋口秀洋君） 事務局次長。

○事務局次長（森岡満明君） 1点済みません。それで、今まで先生方から御指摘のございました材料費率、これが目標であるとか、担保されていないことにつきましては、担保のない状態ということについて何らかの対応をしなければならない……。

○13番（元木益樹君） いやいや、そんな部分的なこと聞いてないよ。私は契約のこの一番中心の問題聞いてるから、あなたそんな答弁する必要ないよ。

あえて言うならば、トムソンコーポレーションといわれる会社御存じですか。アメリカの産業界のいわゆる情報を発信してるトムソンコーポレーション。

○議長（樋口秀洋君） 事務局次長。

○事務局次長（森岡満明君） 存じ上げておりません。

○13番（元木益樹君） そうだね。間渕社長は十分承知してます。2003年ですから今から5年前。5年前にここが産業界の情報を発信してまして、この会社が、これはアジア太平洋のパブリックプライベートパートナーシップ、PPP、これのいわゆるアジア太平洋におけるディール・オブ・ザ・イヤー、いわゆる取引の最高賞を与えてるんです。この高知医療センターPFI株式会社に。なぜか。それはこのいわゆる全くリスクを受けないファイナンススキームを構築したということですよ。

ここでもわかるように、このSPCは一円もいわゆる損失をこうむる必要がないようになってるんです。これを見たときに、これはブラックジョークだと思ったんです。だから、ここでもそういう状況が、いわゆる客観的に言われようわけですから、そういうことも全部知った上で答弁していただかないと、これは議会混乱さす、あなた弁護するつもりかもわからないけど、そんな形じゃありませんよ。

以上で終わります。

○議長（樋口秀洋君） それでは、19年度の決算書についての質疑はもうございませんか。

坂本議員。

○7番（坂本茂雄君） 患者数の関係について院長が語られたわけですが、それは20年度においてもきょうの協議会の議題になってる部分であれなんですけど、先ほど言われる中で、本当にただ単にいわゆる資金ショートを起こしかねんから患者確保には努力してくれということを各部門に要請するというようなことでいいのかどうか。むしろ患者数が減少している原因がどこにあるのかということを確認した上で、そのためにとるべき措置が何だったのかということを確認してもらわんと、やっぱりちょっと説得力がないんじゃないかと。

むしろそれにしかも先ほど言われるような形で、とにかく患者数の増加を図ってくれといえば、もともとこの病院のスタートした時分は急性期に限定した対応とかということが果たしてどうなのかとかというふうなこともあるわけです。だから、そこらあたりはきちんとした整理をしていただきたいなという気持ちですが、トータルでやっぱり毎年毎年医療収益が落ち込んでいきよることの大きな理由というのは、やっぱり患者数の減少というのが毎年あることだから、そののちを合わせてもうちょっと根拠を明確に説明していただきたいなあと。

○議長（樋口秀洋君） 病院長。

○病院長（堀見忠司君） 今すればいいですか。

○7番（坂本茂雄君） それ聞いた上で決算のことについても。

○病院長（堀見忠司君） 今、例えば患者の減少ということについての原因としては、当然我々は言及しております。それで、原因の一つとしては、我々が1つは、例えばこの病院は紹介状がないと診てあげないよとか、それからこの病院は軽い病気はもう診ないよとか、それからある程度急性期だから早くほかの病院に移りましょうとか、いろいろ開院当初から言われた言葉があります。

そういう言葉によって、皆医療者はそれをきちっとまじめにそれを実行していった。例えば軽い病気はどうぞよその病院へ行ってくださいということをやったりして、できるだけ外に患者さんを出そうとしていったわけです。だから、そうやって減っていったと思います。

その上に、ちょうどそのころ、ことしの初めに就労者が非常に多忙を極めているという

ようなことが、特に特定の診療科で言われたために、それがほかの診療科も同じだろうということで、紹介してくる医療機関もちょっと、ちゅうちょして、遠慮して患者さんを紹介してくださらなくなったりしたこともありました。

そういったところで、まだ幾つかあると思いますけれども、そういったところで患者さんが減ってきたと思われまますので、すぐに私がとった、患者を増やせといってもそんなに増えるわけがないのであって、例えば患者さんが帰りたくないと言っているのに、それを無理に帰すことはないじゃないか。例えば14日とかもう少し17日とかという数字があるのに、それを5日で帰すというようなことはしなくてもいいよというような言い方をして、患者さんの思いをもっと反映さすようにということと言いますと、在院日数は十二、三日あったのが、一番もとのときは11日ぐらいだったわけですけども、十四、五日ぐらいになっても構わないというようなことも、ひとつ患者さんの在院日数をふやすためにふえてきたというのはあります。

そして、もう一つは、地域医療連携というのを徹底しました。これはちょっと語弊があると申しわけないんですけども、顔が見えない医療センターということが最近よく言われましたので、例えば医療センターの大きい建物があるんだけれども、中にはどの先生が何を専門にして、上手にしているのかという、顔が見える医療センターを望むということを県民市民から聞くようになりまして、徹底的に外向けに顔が見える医療センターということで地域医療連携、いわゆる医療センターでこういう医療をしている、こういう治療をしているというホームページも含め、研修会、講演会を物すごくやり出しました。月2回、2週間に1回必ずそういうことをやるようなことを進めて、そのほか消防署、消防局とかいろんなそういう医療機関に携わる、関係してくる特定の機関なんかにも訪問して、そしてさらに今までは我々は院内で患者さんを待っていたんですけども、最近では外に向かって出ていくと。逆紹介である医療者にかかるときにはナースもしくは医師がついて行って、非常に濃い診療医療を始め出したので、最近はそういう医療機関との関係が太くなったので、増えてきていると思います。

○議長（樋口秀洋君） 坂本議員。

○7番（坂本茂雄君） 最初のほうで言われよったいわゆる急性期、紹介型の病院ゆえのハードルの高さというのは当初から指摘されていたわけで、今になってそれが患者の減少というようなことでは私はないんじゃないかと。

さらに、病院の診療科における医師というか医療スタッフの多忙化とか、そういうことにおける抑制傾向というんでも、むしろこれは逆にそういったものがあるから今何とか、例えば医療センターのそういう救急を柱としたところの対応というのは、診療体制というのは持っている部分もあるんじゃないかなというふうに思うんですね。それをただ資金ショートを起こしたらいかんからということで、とにかく患者さん確保のためにということになってしまうと、本来の持っているこの医療センターの医療サービスの質とかそういったもの

を後退させてしまうことになりませんかという心配もしますので、そこら辺は十分やっぱり検討した上での対応をしていただきたいなというふうに思います。

例えば顔の見える医療センターとかそういうことは必要だというふうには当然だと思いますけれども、先ほど言われた部分の中でも、やっぱりただ単に患者数の確保のためだけにといいことで奔走することで、本来の医療センターの意義というか、そこを後退させんような形で、冒頭に企業長の話があったかと思うがですけども、むしろ地域の中核基幹病院としての医療センターに対する県民市民の信頼を勝ち得る上で一番の大事なことやろうと思いますので、ぜひその点は、厳しい経営状況の中でいろいろ皆さんが汗をかかれていますということはわかるんですけど、そのところはぜひ常に念頭に置いた病院運営はしていただきたいなというふうに思います。

○議長（樋口秀洋君） それに対して。

○病院長（堀見忠司君） 答弁ではございませんけれども、おっしゃるとおりでして、最近特に私が言ってるのは、病院長として言うのは、まずやっぱり高知医療センターは高知県の医療の最後のとりでと言われる病院でありますので、病院としては医療の質が第1、絶対に医療の質を落としたりいけない。だから、もうただ経営、金もうけ的なことばかりを考えては絶対いけない。これは医療の質が第1ということはっております。

しかし、第2に何かと言えば経営です。やはり経営です。ところが、まずやはりこれだけの病院ですから、県民市民が大いに期待してますので、患者さんは来てくれてます。そういうゆるふやすというふうな意味にしくなくても割合来てくれる。だから、来てくださる患者さんを大事にするということに徹するという意味で、今までの経営が成り立っていくというような意味で、1番はやっぱり医療の質を皆さん方どなたも安心できる、安全で安心な医療を展開するというのが、これが第1の目的でやっておりますので、御安心ください。

○議長（樋口秀洋君） それでは、質疑をこころで終了したいと思います。

○統括調整監（田村昌己君） 濟いません。先ほど元木議員さんから質問いただきました委託料の関係です。これは決算の約29億円の内訳ですけども、ちょっと資料がどうしてもそろいませんので、後ほど議員の皆様にお配りさせていただいて。

○議長（樋口秀洋君） 梶原議員。

○5番（梶原大介君） 濟みません、1点だけ聞かせてください。資料①の1の11ページの契約にかかわることなんですが、エの契約ではいわゆる民営委託ということで、院内保育を委託されているわけですか。これちょっと聞かせてくれる。

○議長（樋口秀洋君） 事務局次長。

○事務局次長（森岡満明君） 院内保育でございまして、私どもの職員の子供さんを預かっていただくとおころでございまして、完全な委託経営でございまして。

○議長（樋口秀洋君） 梶原議員。

○5番（梶原大介君） それは県内には業者さんがいないんですか。その方法なんか、向こうが提案しているのか。そういうところ、もうちょっと詳しく。

○議長（樋口秀洋君） 事務局次長。

○事務局次長（森岡満明君） 当医院が、本医療センターが開院する前に院内保育の運営について委託業務として公募をいたしました。その中で一番いい提案をなされたということで、このマミーズファミリーがここに施設をつくったところでの運営を委託するものでございます。

○議長（樋口秀洋君） 梶原議員。

○5番（梶原大介君） そしたら、開院当初にもありましたか。

○議長（樋口秀洋君） 事務局次長。

○事務局次長（森岡満明君） はい、そのとおりでございます。

○議長（樋口秀洋君） 梶原議員。

○5番（梶原大介君） 今後見直すというか、もう一回さらにいい条件があるかどうかは県外企業も含めてということで、単年単年ずっと公募してるわけじゃないんだね。

○議長（樋口秀洋君） 事務局次長。

○事務局次長（森岡満明君） はい、単年度公募ではございません。状況を見ながらこれについて見直すべきときとか、基本的には6年ごとに大体見直しとかいろんな形での新たな視点での募集とかやっておりますので、評価も一定していかなければいけないと思います。

○議長（樋口秀洋君） 梶原議員。

○5番（梶原大介君） 実際なかなかほかのことについても、県内の業者というのものもあるし、院内保育園なんかについては高知県内のあれでも十分対応できるんじゃないかなとは思いますが、またその辺見直しも含めてまた検討をしていただきたいと思えます。

以上。

○議長（樋口秀洋君） ほかに。

池脇議員。

○2番（池脇純一君） 1点だけですけれども、資料の①の2で一番最後、14ページですが、患者数調の中で地域医療科というのがありますが、この地域医療科の外来が1日当たり0.6人という数字で、年間にしても150人前後というような状況ですが、この地域医療科の業務、内容等含めたその状況についてちょっと御説明いただきたい。

○議長（樋口秀洋君） 病院長。

○病院長（堀見忠司君） 地域医療科というのは、当院が行ってる大きな機能としましてへき地医療の拠点病院のセンター的な役割をしているわけです。そこに所属している重要な方、高知県に所属して、高知県が医療も全部一緒になって、その高知県のへき地医療に関係する、健康福祉部に所属しているわけですが、そこからうちの病院へ定期的に

一定の月曜日と金曜日に当院の総合診療科で診療をしております。

彼はどういうことをするかといいますと、具体的に言いますと給料は県から出ていて、県の所属になっていますけども、実際というかそのうちの2日は当院で仕事をしています。それもきちっとこういう全業務をやっていくようなとか、総合診療科で、どういうことをしているかといいますと、一般外来を初めとして、それから当直の管理、そしてインフルエンザなんかの予防接種、その他をいろいろやっているわけです。それで、あとの日はへき地のほうに、回診応援として行っています。

そういうことをやっていますと、彼の所属するところは地域医療科という科をつくりまして、そこに所属しているんです。だから、実際に彼がやっている内容は、その診療科としてたくさんの患者を診ているという診療医療科としての外来としての名前は出てないです。総合診療科ということなんです。

○議長（樋口秀洋君） 池脇議員。

○2番（池脇純一君） その地域医療というのはいつも議論をされるわけですけども、実際の仕組みというのは、1人の先生が通常は総合科のほうで面倒見て、2日間だけ地域医療という名目で診察をされると、それであと余った時間はへき地の病院のほうに行かれとるという御説明で理解をしたんですが、よろしいですか。

○議長（樋口秀洋君） 病院長。

○病院長（堀見忠司君） そういうことです。もう少しグローバルに話ししますと、県のほうと我々の間におるといって感じでございます。彼は県のほうにも、例えば初期臨床研修医の会議があればそちらにも行きます。

地域医療科というのはなぜ必要なのかといいますと、それは県がすることができないわけです。初期臨床研修医の必須の診療、例えば1年目は内科と外科、2年目は小児科、精神科、それから産婦人科とかある中で、その中で地域医療科というのは地域医療をしないといけない、これ必須です。彼はうちに地域医療科の科長としていて、初期臨床研修医のケアも全部していくわけです。だから、ものすごく彼忙しいです。

○議長（樋口秀洋君） 池脇議員。

○2番（池脇純一君） 大変重要な科であるということは認識しました。そうであるならば、そらお一人で三人前の仕事をさせるということに大変無理があるのかなと。やはり地域医療というものをもう少し効果あらしめるような形にしていくためには、この地域医療科については充実をしていくという方向性が考えられなきゃならないんじゃないかなと思うのですが、そのあたりについての御意見を伺います。

○議長（樋口秀洋君） 病院長。

○病院長（堀見忠司君） まことにそのとおりで、地域医療科の充実というのが必要です。ただ、県としてもその地域医療というものに重点をかなり高く置いておりますので、彼は県のスタッフとしても重要な役職におります。彼はうちで2日外来診療してくれているん

ですけれども、彼を補佐するんじゃないでなくて、彼はまず総合診療科の中の一員ですので、彼としては今の状態がベストだと言っております。

例えば、もう少しこちらで2日と言わずに3日やられたらどうですかと言っても、いや、それは僻地に行かんといかんで、県におるほうがいい。我々のところへ所属すると、そういう出ていくのはやっぱり医療センターの個人としては動きにくいです。出ていきやすいです。例えば医師の研修でも出ていきやすいですと言っておりますので、そのほうが県も非常に貢献できますというようなことがありますして、そういう意味で忙しいということで、いわゆる質的に彼大事なことをやっている。

○議長（樋口秀洋君） 池脇議員。

○2番（池脇純一君） ぜひこの地域診療科についても複数の担当医も考えられてもいいんじゃないかなとお話しして思っていますんで、ぜひ検討していただきたい、要望しときます。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） 要望がありますが、むしろ要望より要求したいんですが、企業長ね、この資料の提出ですが、これは1週間か10日先には全部そろえて送ってくださいよ。でないと、目が通して十分な質疑できませんね、これが1つ。

それから、議事録が全く配付されておらないんですね。例えばきょうの定例会の議事録、それから協議会の議事録、どれくらいしたらできるんですか。

○議長（樋口秀洋君） 企業長。

○企業長（山崎隆章君） 資料につきましてはできるだけ早く、1週間前には大体資料を送るのが普通でございますので、それは心がけておりますが、今回は協議会のほうの資料もおくれまして、まことに申しわけありません。できる限り早くお届けに上がります。

それから、議事録につきましては次の議会までにはできておると思いますので、そのころにはこのときの議事録をあわせて送るようにする、できるだけそうしたいと思います。

○議長（樋口秀洋君） 元木議員。

○13番（元木益樹君） もう一点、資料とあわせて議事録も送っていただけるようお願いします。

○議長（樋口秀洋君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（樋口秀洋君） 御異議ないものと認めます。

—————◇——◇—————

採 決

○議長（樋口秀洋君） これより採決に入ります。

議第1号平成19年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算の認定議案を採決いた

します。

本議案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（樋口秀洋君） 挙手多数であります。よって、本議案は認定決されました。

次に、議第2号高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（樋口秀洋君） 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。

これをもちまして平成20年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会を閉会いたします。

午後2時00分 閉会

20高病企第156号

平成20年11月24日

高知県・高知市病院企業団議会議長 樋口 秀洋 様

高知県・高知市病院企業団企業長 山崎 隆章

議案の提出について

平成20年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

議第1号 平成19年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算

議第2号 高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例
議案

平成20年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会議決一覧表

事件の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
議第1号	平成19年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計 決算	原案可決	20.12.1
議第2号	高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の 一部を改正する条例議案	原案可決	〃